

## 会議録

### 令和4年第4回更別村議会定例会

第1日（令和4年12月12日）

#### ◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 議案第65号 更別村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第66号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 議案第67号 更別村職員の降給に関する条例制定の件
- 第10 議案第68号 更別村職員定数条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第69号 更別村職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第12 議案第70号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第71号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第72号 更別村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15 議案第73号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第16 議案第74号 更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第17 議案第75号 更別村行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 第18 議案第76号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第19 議案第77号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第20 議案第78号 更別村観光施設の指定管理者指定の件
- 第21 議案第79号 更別村体育施設の指定管理者指定の件
- 第22 議案第80号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第8号）の件
- 第23 議案第81号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件
- 第24 議案第82号 令和4年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

の件

- 第25 議案第83号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件  
第26 議案第84号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件  
第27 議案第85号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件

◎出席議員（7名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		3番	小谷文子
	4番	松橋昌和		5番	太田綱基
	6番	安村敏博			

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	総務課長	末田晃啓
総務課参事	小寺誠	企画政策課長	本内秀明
企画政策課参事	今野雅裕	産業課長	高橋祐二
住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥	建設水道課長	佐藤成芳
保健福祉課長	新関保	子育て応援課長	石川亮
診療所事務長	酒井智寛	教育委員会 教育次長	小林浩二
学校給食センター所長	安部昭彦	農業委員会 事務局長	川上祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤敬貴	書記	伊東秀行
書記	南雲美幸		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は7名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和4年第4回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様におかれましては師走に入り何かとご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、喜ばしい話題として、第9回日本美術展覧会、いわゆる日展でございますけれども、書の部において本村の書道家である安江カツ子様が見事入選を果たしました。国内3大書道展のタイトルを全て制覇する快挙に輝きました。本当におめでとうございます。また、文化、スポーツ等で今日子どもたちを含む村民の皆様の方々の多方面での活躍も顕著であります。改めて大なる敬意を表したいというふうに思います。

さて、新型コロナウイルス感染症の発症から早くも3年が経過しようとしています。本村や十勝を含め、全国的な感染状況が新たな広がりを見せる中、継続的な感染防止、拡大防止体制の着実な整備を図っていかねばならないと考えているところであります。本村におきましても現在5回目のワクチン接種に向けた取組を開始しているところであります。決して油断することなく、最大限の危機管理に努め、新型コロナウイルス感染症拡大の防止と着実なワクチン接種に努めてまいりたいと思います。

本村の基幹産業である農業であります。春先の高温、干ばつ、夏以降の長雨等の天候不順により作物の生育に影響が出ており、収量の低下もあり、生産者の皆様の高い営農技術と努力にもかかわらず、粗生産額に影響が出ているとお話を伺っております。さらに、物価高や円安、ロシアのウクライナ侵攻による農業資材や肥料、飼料等の高騰が続き、生産者をはじめ、農業関係者の皆様の苦難と農業経営の逼迫が緊急事態を迎えています。このような中、議員各位のご協力によりまして、9月定例会におきましては酪農等飼料価格高騰対策事業助成金、続いて第4回臨時会におきましては肥料価格高騰対策支援事業補助金、第2弾さらべつ生活応援クーポン発行事業、11月から3月までの給食費無償化事業、医療・介護・福祉施設事業者燃料費支援事業、主に中小企業、個人事業者向けでしたけれども、原材料等価格高騰対策臨時給付金、運送業事業者臨時給付金などの緊急支援により、村内外の厳しい経済状況をはじめ、長期にわたる物価の高騰によって甚大な打撃を受けている住民生活や農業、商工業のあらゆる業種の皆様への緊急対策を実施してきました。また、酪農、畜産関係で今日の緊急事態に鑑み、飼料等の緊急の支援策を実施したく、今定例会最終日に3回目の提案を支援策について提案する予定であります。よろしくご審議をお願いしたいというふうに思っております。また、今後年明けから農業情勢も厳しく推移するとの予想から、引き

続き J A さらべつや関係者の皆様と強力な連携の下、状況の変化に応じた支援策の継続と農業経営の安定的な基礎づくり、基盤づくり、さらなる農業振興に努めてまいりたいと考えております。

報告でありますけれども、村民の皆様にご協力をいただいておりますマイナンバーカードの普及率であります。12月4日現在、交付率は64.2%、申請率は70.6%となりました。70%を超えるとタイプ X ということになり、デジタル田園都市国家構想及び推進交付金の交付金が10分の10ということで支給されるというふうにお聞きしております。改めて村民の皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、引き続きのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

現在令和5年度の予算編成あるいは課題解決に職員一丸となって取り組んでおります。さらには、月末に予想されております新更別地区国営かんがい排水事業の令和5年度着工を巡る閣議決定並びに令和5年度本予算計上など、極めて重大な局面を迎えております。引き続き議員各位の皆様のご理解とご指導を重ねてお願い申し上げます。

本定例会におきましては、条例等の制定、改正案件15件、一般会計補正予算、各特別会計補正予算の計6件、合わせて21件のご審議をお願いするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

#### ◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、遠藤さん、7番、織田さんを指名いたします。

#### ◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第4回議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ12月5日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等に

ついて慎重に協議をいたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から12月16日までの5日間と認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に図られますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

#### ◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より16日までの5日間といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は5日間と決定しました。

#### ◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

小谷産業文教常任委員長。

○小谷産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、令和4年11月21日月曜日午前10時。

2、調査場所、更別村議会議員控室。

3、調査事項、農業者における生産資材等高騰に関する現状と今後の対策について。

4、経過、委員4名の出席により、調査事項について産業課長と産業課農業振興係長の出席を求め、説明を受けた。

5、調査の結果。

(1)、現状について。

世界的な穀物価格の上昇や中国の輸出規制、ロシアのウクライナ侵攻並びに円安の進行等により、肥料、飼料ともに急激な価格の上昇が起きている。肥料については、需給の逼迫に伴い、原料の調達面でも非常に厳しく、飼料についてはウクライナ情勢に伴う世界的な穀物不足が懸念材料となっている。なお、肥料・配合飼料ともに平成20年にこのような価格高騰が発生している。

(2)、対策状況について。

厳しい現状を踏まえ、国においては、農家経営への影響を緩和するため、コスト上昇分の7割を支援する「肥料価格高騰対策事業」、また酪農・畜産農家には「配合飼料価格高騰緊急特別対策」など4つの対策・制度の活用等により、緊急的に補填金等を交付するなど、経営圧迫の緩和に向けた対策を実施している。また、北海道においては化学肥料購入支援金の給付と配合飼料価格安定制度積立金への支援を、本村においても化学肥料については道事業への上乗せ支援とともに、酪農家等の飼料価格高騰対策事業を実施するなど、対策の状況について詳細の説明を受けた。

(3)、調査の結果による今後の対応について。

前述のとおり、生産資材の中でも肥料・飼料の価格高騰が極めて影響が大きく、今後の経営に向けて非常に厳しい状況との認識に至った。この要因である世界情勢の方向性がいまだ見えない中、国・北海道が対策を打ち出しているが、村においても先んじて農業者に寄り添う形で効果的な独自の対策・支援を講じるべきである。

対策の検討に際しては、国・道の施策との重複を避けるとともに、短期的には酪農家への支援強化を、中期的には次年度以降肥料高騰の影響が大きくなる畑作農家への支援について、基金の活用を含めて協議するべきではないか。さらに、国が2050年までに目指す「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、長期的には国の取組と、農業者自らも厳しい環境下ではあるが、経営の見直しに向けて取組を進めるよう望むものである。

また、緊急事態下では村・JAを含む農業経営生産対策推進会議における情報共有はもとより、生産者等を含めた協議の場の構築や体制づくりも必要ではないか。村民はじめ村全体としてコロナ禍の影響や物価高騰のあおりを受ける中、基幹産業である農業の危機感が及ぼす影響は大きい。農家においても、この先の営農を見通せず、不安と困惑の状況である。よって、村にあっては、長年にわたる農業者の自助努力は前提の下、基幹産業だからこそ住民が納得できる村の農業を守るという支援策を導くことを望むものである。

以上、報告とする。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

#### ◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

- 議 長 日程第6、教育行政報告を行います。  
教育行政報告は、文書で配布されております。  
これで教育長からの教育行政報告を終わります。  
これから教育行政報告に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第65号

- 議 長 日程第7、議案第65号 更別村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- 村 長 議案第65号 更別村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の定年等に関する条例(昭和59年更別村条例第11号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行により、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることを踏まえ、また国家公務員の定年の取扱いに準じて定年を段階的に引き上げるため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、令和5年4月から2年に1歳ずつ定年を引き上げ、令和13年4月に65歳となるよう改めるものであります。

(2)、管理監督職を管理職手当の支給を受ける職員の職とするともに管理監督職勤務上限年齢を60歳とし、管理監督職勤務上限年齢による降任等について規定するものであります。

(3)、年齢60年に達した日以後に退職をした者を定年前再任用短時間勤務職員として任用できるよう規定するものであります。

(4)、定年退職者等の再任用に関する経過措置を規定するものであります。

(5)、更別村職員の定年の特例に関する条例(平成2年更別村条例第24号)及び更別村職員の再任用に関する条例(平成13年更別村条例第22号)を廃止するものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

- 議 長 末田総務課長。

- 総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

条例本文についてご説明する前に、このたびの地方公務員法の一部を改正する法律の内容、法改正に伴う定年の引上げ等、各制度の概要をご説明いたします。議案資料を提出しておりますので、御覧ください。議案資料の1ページは、令和3年6月に公布されました地方公務員法等の一部を改正する法律の概要を整理したものでございます。令和4年度から国家公務員の定年が引き上げられることに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員についても国家公務員と同様の措置を講ずることとなります。

1の役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入ですが、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）が導入されました。役職定年の対象範囲及び役職定年年齢は、国家公務員との権衡を考慮した上で条例で定めることとされております。役職定年の対象範囲は管理職手当の支給対象となっている職を、役職定年年齢は60歳を基本としております。職員の年齢別構成等の特別の事情がある場合には例外措置を講ずることができることとされております。

2の定年再任用短時間勤務制の導入につきましては、60歳に達した日以後定年前に退職した職について、本人の希望により、任期を65歳までとする時間勤務の職に採用することができる制度が導入されるものでございます。

3の情報提供・意思確認制度の新設に関しては、任命権者は当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めることとされております。

給与に関する措置につきましては、地方公務員法の一部改正において規定されているものではありませんが、国家公務員の給与及び退職手当について以下の措置が講じられることを踏まえ、地方公務員についても均衡の原則に基づき、条例において必要な措置を講ずるよう要請をされております。1つ目は、当分の間、60歳を超える職員の給料月額が60歳前の7割水準に設定すること。2つ目は、60歳に達した日以後に定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、定年を理由とする退職と同様に退職手当を算定することの2点が国家公務員において措置をされているところです。

この後それぞれの措置に関し、ご説明を申し上げます。議案資料の2ページをお開きください。2ページは、段階的引上げ期間中の定年年度と対象職員について整理したものでございます。定年は、令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年4月に65歳となります。現行の定年年齢は60歳で、令和4年度は昭和37年度生まれの職員が定年となりますが、改正条例の施行日である令和5年4月1日以降は、令和5年度、6年度が61歳、令和7年度、8年度が62歳、令和9年度、10年度が63歳、令和11年度、12年度が64歳、令和13年度以降65歳が定年年齢となり、令和13年度に制度が完成をいたします。令和5年度、6年度の定年年齢は61歳となりますが、令和5年度に61歳となる職員は通常令和4年度に60歳となり、既に定年となっていることから、通常実際には存在しないこととなります。以降同様に、通常であれば1年置きに定年退職を迎える職員がいることとなります。ただし、本



村では現在のところ昭和38年度、昭和39年度生まれの職員がおりませんので、昭和40年度生まれの職員が令和10年度末で定年を迎えるまで、令和5年度から令和10年度までの間、定年を迎える職員は存在しないという状況にあります。

議案資料の3ページをお開きください。3ページは、管理監督職勤務上限年齢制、役職定年制について記載をしております。組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制、役職定年制を導入します。管理監督職の職員で管理監督職勤務上限年齢に達している者を管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの異動期間に管理監督職以外の他の職に異動させるものでございます。異動後の職は、上席主査、給料表の職務の級で言えば4級を基本といたします。管理監督職勤務上限年齢に達している者を異動期間の末日の翌日以後、新たに管理監督職に就けることはできません。また、管理監督職から降任等をされた職員の場合は、その日以後新たに管理監督職に就けることはできません。

管理監督職の範囲及び管理監督職勤務上限年齢は、国家公務員との権衡を考慮した上で条例で定めることとされており、管理監督職の範囲は管理職手当の支給対象となっている職を、管理監督職勤務上限年齢を60歳としております。

職員の職務の遂行上の特別の事情がある場合、職員の職務の特殊性により、そのポストの欠員の補充が困難である場合で他の職に異動することにより公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、1年単位で異動期間を延長し、もともと就いていた管理監督職に引き続き就任させることができ、最長3年までの延長を可能としております。

役職定年による降任等のイメージ図を記載しておりますが、60歳の誕生日に管理監督職である職員は、60歳の誕生日から最初の4月1日までの間に上席主査を基本とする管理監督職以外の職に異動させることとなります。

議案資料の4ページをお開きください。4ページは、定年前再任用短時間勤務制について整理したものでございます。定年引上げにより、65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後に退職した職員を本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができるものでございます。

任期は、常勤職員の定年退職日に当たる日までで、勤務時間、給与の仕組み等は現行の短時間勤務の再任用制度と同様でございます。

定年前再任用短時間勤務制のイメージ図を記載しておりますが、定年前再任用短時間勤務を希望する職員は、60歳に達した日以後に一度退職し、定年前再任用短時間勤務職員として改めて採用され、退職時には退職手当の支給を受けることとなります。定年前再任用短時間勤務職員の任期は定年退職日相当日までで、定年年齢の引上げ期間中は61歳から64歳、制度完成後は65歳に達した日以後の最初の3月31日までとなります。

議案資料の5ページをお開きください。5ページは、暫定再任用制度について整理をしております。暫定再任用制度は、定年が段階的に引き上げられる経過期間において65歳まで再任用できるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置する制度でございます。

施行日である令和5年4月1日前に退職した者の暫定再任用の場合、任命権者は次に掲げる者のうち、65歳に到達する年度の末日までの間にある者を従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定めてフルタイムもしくは短時間勤務の職員として暫定再任用することができるものとございます。

1は、定年退職または勤務延長後退職した者で、施行日前に勤務延長されて施行日後に退職した者を含みます。

2は、25年以上勤続して施行日に退職した者のうち、①、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者、あるいは②、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に再任用または暫定再任用されたことがある者とございます。

暫定再任用することができるのは、採用しようとする者が引上げ前の旧定年年齢に達している場合に限りです。

また、再任用制度で再任用されて施行日を迎えた職員は、施行日において暫定再任用職員として採用されたものとみなされ、任期は従前の再任用職員としての任期の残任期間と同じとなります。

施行日である令和5年4月1日以後に退職した者の暫定再任用の場合、任命権者は次に掲げる者のうち、65歳に到達する年度の末日までの間にある者を令和13年度までの間、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定めてフルタイムもしくは短時間勤務の職員として暫定再任用することができるものです。

1は、定年退職または勤務延長後退職した者

2は、定年前再任用短時間勤務職員として採用された後、任期満了で退職した者。

3は、25年以上勤続して施行日以後に退職した者のうち、①、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者、あるいは②、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に暫定再任用をされたことがある者とございます。

暫定再任用することができるのは、採用しようとする者が引上げ期間中の定年年齢または完成後の定年年齢に達している場合に限りです。

また、定年前再任用短時間勤務職員として採用することができる場合は、暫定再任用職員として採用することはできません。

議案資料の6ページをお開きください。6ページは、情報提供・意思確認制度について整理をしております。役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制が導入されるほか、給与水準が60歳時点の7割に設定されるなど、60歳以後の職員の勤務形態等が多様になることを踏まえ、60歳以後に勤務する前の段階において60歳以後の任用、給与、退職手当の制度について職員が十分認識し、60歳以後の勤務の意思を決定することが適当であることから、任命権者が十分な情報提供を行う必要があります。

任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めることとなります。

議案資料の7ページをお開きください。7ページは、60歳に達した職員の給与について整理しております。地方公務員の給与及び退職手当については、均衡の原則に基づき、国家公務員における取扱いを考慮し、条例において必要な措置を講ずることとされております。

具体的には、国家公務員の定年引上げにおける取扱いを踏まえ、当分の間、職員の給料月額が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準とするものでございます。

イメージ図を御覧ください。管理監督職以外の職員、相当困難な業務を行う係長が60歳に達した場合を例にしております。4級93号俸、38万1,000円の給料を受けている職員は、60歳に達した日後の最初の4月1日、特定日には4級93号俸、38万1,000円に70%を乗じて得た額の26万6,700円が給料月額となります。

議案資料の8ページをお開きください。管理監督職勤務上限年齢により降任または降給を伴う転任をされた職員の給料について記載をしております。当分の間、管理監督職の職員が管理監督職勤務上限年齢に達したことにより降任または降給を伴う転任をされた場合、特定日である60歳に達した日後の4月1日以後の給料は、職員の受ける給料月額である給料表の級号俸に70%を乗じた額に管理監督職勤務上限年齢調整額を加えた額となります。管理監督職勤務上限年齢調整額は、異動日の前日に受けていた給料月額に70%を乗じた額である基礎給料月額から特定日における給料表の級号俸の額に70%を乗じた額である特定日給料月額を差し引いた額となります。

基礎となる給料月額、特定日に受ける給料月額は、それぞれ100円未満を四捨五入いたします。

職員の受ける給料月額は、特定日以後も勤務成績に応じた昇給等による変更があり得ます。

管理監督職勤務上限年齢調整額は特定日以後原則固定で、職員の受ける給料月額と管理監督職勤務上限年齢調整額の合計が職員が属する職務の級における最高号給の給料月額を超える場合は、当該最高号給の給料月額から職員の受ける給料月額を減じた額を管理監督職勤務上限年齢調整額といたします。

イメージ図を御覧ください。管理監督職の職員である課長が60歳に達した場合を例にしております。管理監督職勤務上限年齢である60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの異動期間において管理監督職以外の職に降格となる異動日の前日に受けていた給料月額が6級77号俸、40万8,200円で、Aの基礎給料月額はこれに70%を乗じた額の28万5,700円となります。異動日における降格後の号俸が4級93号俸、38万1,000円で、Bの特定日給料月額はこれに70%を乗じた額の26万6,700円となり、この額が職員の受ける給料月額ということになります。この職員の受ける給料月額26万6,700円に基礎給料月額から特定日給料月額を差し引いた額1万9,000円を加えた28万5,700円が特定日以後の給料月額ということになります。本来であれば60歳到達後の最初の4月1日以後の給料は、それまで受けていた6級から4級に降格され、さらに70%を乗じた額である職員の受ける給料月額がそのまま給料月額となるところですが、降格前の給料月額の70%である基礎給料月額が保障されると

いう形となっています。これは、管理監督職以外の職員の場合、異動日の前日に受けていた給料の70%が給料月額となることに對し、管理監督職の職員は役職定年制による降格、さらに降格後の給料の70%が給料月額となるという二重の降給が行われることに對する措置ということになっております。

それでは、議案にお戻りください。1ページおめくりいただきまして、条例本文についてご説明をいたします。改正後の条例を章立てとし、新たに目次を加えております。

第1条から第1章、総則とし、第1条は地方公務員法の引用条文を改めております。

第1条の次から第2章、定年制度とし、定年について規定する第3条は職員の定年を年齢65年に改めております。

次のページを御覧ください。同条に第2項を加え、更別村国民健康保険診療所及び更別村歯科診療所において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年を年齢70年と規定しております。

定年による退職の特例について規定する第4条は、1年を超えない範囲内で定年退職日において従事している職務に引き続き勤務させることができる事由について規定をしています。

同条第2項は、第1項で規定する定年退職日以降引き続き勤務させる期限を1年を超えない範囲内で延長することができることとし、最長3年を期限とするものでございます。

次のページを御覧ください。同条第4項は、第1項で規定する定年退職日以降引き続き勤務させる事由がなくなったときは、勤務延長の期限を繰り上げるよう規定しております。

第5条の次から第3章、管理監督職勤務上限年齢制とし、第6条は管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を管理職手当の支給を受ける職員と規定しております。

第7条は、管理監督職勤務上限年齢を年齢60年と規定しております。

第8条は、他の職への降任等を行うに当たって任命権者が遵守すべき基準として、標準職務遂行能力及び適性を有する職に降任すること、管理監督職以外のうち、できる限り上位の職に降任すること、当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員の他の職への降任等もする場合には、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等をすることを規定しております。

次のページを御覧ください。第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例について規定しており、管理監督職勤務上限年齢に達した職員について、各号の事由に該当する場合は降任等の異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で異動期間を延長し、引き続き管理監督職のまま勤務させることができることとするものでございます。

次のページを御覧ください。同条第2項は、第1項で規定する異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせる期限を1年を超えない範囲内で延長すること

ができることとし、最長3年を期限とするものでございます。

第10条は、第9条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないこととしております。

第11条は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、異動期間の末日の到来前に異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするよう規定するものでございます。

第11条の次から第4章、定年前再任用短時間勤務制といたします。

次のページを御覧ください。第12条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用について規定しており、60歳に達した日以後に退職をした者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとするものです。ただし、定年退職日相当日を経過した者は、定年前再任用短時間勤務職員として採用することはできません。

第13条は、第12条の規定によるほか、村を構成団体とする地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるよう規定するものでございます。

第13条の次から第5章、雑則とし、第14条はこの条例の実施に関し必要な事項を規則で定めるよう規定するものでございます。

附則に見出し、施行期日を加え、第1項とします。

次のページを御覧ください。附則に第2項及び第3項を加え、第2項は令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の定年の読替規定で、令和5年4月1日から令和7年3月31日までは61年、令和7年4月1日から令和9年3月31日までは62年、令和9年4月1日から令和11年3月31日までは63年、令和11年4月1日から令和13年3月31日までは64年とするものでございます。

第3項は、当分の間、職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において当該職員に対し、年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めることとしております。

次のページを御覧ください。附則第1条は、この条例を令和5年4月1日から、ただし附則第11条の規定は公布の日から施行するよう規定するものでございます。

附則第2条は、勤務延長に関する経過措置に関する規定で、施行日前に旧条例第4条第1項または第2項の規定により勤務することとされ、かつ旧条例勤務延長期限が施行日以後に到来する職員について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができるよう規定するものでございます。ただし、当該期限は、旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができないこととするものでございます。

同条第2項は、施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日を基準日とし、この基準日から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができないこととするものでございます。

同条第3項は、新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用するよう規定するものでございます。

附則第3条は、定年退職者等の再任用に関する経過措置に関する規定で、各号に該当する職員のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者であって、旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職、いわゆる常勤の暫定再任用職員に採用することができることとするものでございます。

次のページを御覧ください。同条第2項は、令和14年3月31日までの間、各号に該当する職員のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日である特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常勤の暫定再任用職員に採用することができることとするものでございます。

同条第3項は、前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができることとするものでございます。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならないとするものでございます。

同条第4項は、暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができるよう規定するものでございます。

同条第5項は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならないこととするものでございます。

第4条は、前条第1項の規定によるほか、村を構成団体とする地方公共団体の組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常勤の暫定再任用職員に採用することができるよう規定するものでございます。

次のページを御覧ください。同条第2項は、令和14年3月31日までの間、前条第2項の規

定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常勤の暫定再任用職員に採用することができるよう規定するものでございます。

同条第3項は、前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用するよう規定するものでございます。

第5条は、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする当該短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職、いわゆる短時間勤務の暫定再任用職員に採用することができるよう規定するものでございます。

同条第2項は、令和14年3月31日までの間、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の暫定再任用職員に採用することができるよう規定するものでございます。

同条第3項は、前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用するよう規定するものです。

第6条は、前条第1項の規定によるほか、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の暫定再任用職員に採用することができるよう規定するものでございます。

同条第2項は、令和14年3月31日までの間、前条第2項の規定によるほか、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができるよう規定するものでございます。

同条第3項は、前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用するよう規定するものでございます。

次のページを御覧ください。第7条は、令和3年改正法附則第8条第3項に規定する常勤の暫定再任用職員の昇任、降任等の特例として条例で定めることとされている職及び年齢について規定をしております。

第8条は、令和3年改正法附則第8条第4項に規定する短時間勤務の暫定再任用職員の

昇任、降任等の特例の読替え適用について規定をしてございます。

第9条は、令和3年改正法附則第8条第5項に規定する短時間勤務の暫定再任用職員が定年退職相当年齢に達するまでの間における昇任、降任等の特例とする職について規定をしております。

第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置について規定しており、定年前再任用短時間勤務職員が常勤職であった場合に適用される定年年齢に達した後に定年前再任用短時間勤務職員とすることはできないとする規定でございます。

次のページを御覧ください。第11条は、事前情報提供及び勤務意思確認行為を行う対象として、基準とする年齢を60歳と規定しております。

第12条は、更別村職員の定年の特例に関する条例及び更別村職員の再任用に関する条例を廃止するよう規定するものでございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第65号 更別村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第66号

○議 長 日程第8、議案第66号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第66号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の給与に関する条例(昭和37年更別村条例第12号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。



1の理由といたしまして、国家公務員の給与の取扱いに準じて行政職給料表及び勤労手当の総額の限度額を算出するために勤労手当基礎額に乗じる率を改めるとともに、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条第2項の規定に基づき人事評価の結果を勤労手当支給の基礎として活用するように改め、また国家公務員の定年引上げに伴う給与の取扱いに準じて当分の間、60歳を超える職員の給料額を60歳前の7割水準に設定するなどの改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、第1条において、勤労手当の総額の限度額を算出するために勤労手当基礎額に乗じる率を100分の95から100分の105に改めるものであります。

（2）、第1条において、行政職給料表を改めるものであります。

（3）、第2条において、再任用職員の給与に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員の給与に関する規定に改めるものであります。

（4）、第2条において、人事評価の結果及び勤務の状況に応じて勤労手当を支給するよう改めるものであります。

（5）、第2条において、勤労手当の総額の限度額を算出するために勤労手当基礎額に乗じる率を100分の105から100分の100に改めるものであります。

次のページにまいりまして、（6）、第2条において、当分の間、60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準に設定するよう改めるものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

1ページおめくりいただきまして、条例本文でございます。本条例は、2条で構成されております。

第1条の改正は、勤労手当について規定する第14条の4第2項中「100分の95」を「100分の105」に、同条第3項中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の45.0」を「100分の50」に改めるものでございます。

別表第1（一）、行政職給料表の改正は、国家公務員の行政職俸給表に準じて、1級21号俸から113号俸まで、2級1号俸から55号俸まで、3級1号俸から35号俸まで、4級1号俸から15号俸まで、5級1号俸から7号俸までの給料月額を改めるものでございます。

議案資料9ページをお開きください。別表第1（一）、行政職給料表の各級、号俸の改正前、改正後の金額を比較した表を提出しておりますので、お目通しをお願いいたします。

議案にお戻りいただきまして、第2条を御覧ください。第2条の改正につきましては、再任用職員の給料月額について規定する第3条の3を定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の規定に改めるものでございます。定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定めら

れた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とするよう規定しております。

同条第2項は、再任用短時間勤務職員の給料月額に関する規定ですので、削っております。

任期付短時間勤務職員の給料月額について規定する第3条の4中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

次のページを御覧ください。扶養手当について規定する第7条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

通勤手当について規定する第8条の3第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

住居手当について規定する第8条の4第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

次のページを御覧ください。時間外勤務手当について規定する第10条第2項中「この条」を「この項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削るものでございます。

次のページを御覧ください。期末手当について規定する第14条第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

勤勉手当について規定する第14条の4第1項中「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて」を「その者の基準日の属する年度の前年度における人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて」に、同条第2項中「100分の105」を「100分の100」に、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の105」を「100分の100」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改めるものでございます。

寒冷地手当について規定する第15条第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

第18条を第19条とし、第17条の次に定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外について規定する第18条を加えるものでございます。

次のページを御覧ください。附則に第9項から第15項までを加え、附則第9項は、当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額とするよう規定するものでございます。

附則第10項は、附則第9項の規定を適用しない職員について規定するものでございます。

附則第11項は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額に達しないこととなる職員には、当

分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給するよう規定するものでございます。

次のページを御覧ください。附則第12項は、前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とするよう規定するものでございます。

附則第13項は、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員であって同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給するよう規定するものでございます。

附則第14項は、附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給するよう規定するものでございます。

附則第15項は、附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定めるよう規定するものでございます。

次のページを御覧ください。別表第1(一)、行政職給料表中、職員の区分欄の「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、4ページおめくりください。職員の区分欄の「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、各級の欄に「基準給料月額」、「円」を加えるものでございます。

次のページを御覧ください。附則第1条で、この条例中第1条の規定は、公布の日から、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するよう規定するものでございます。

附則第2条は、第1条中、別表第1(一)の改正規定は、令和4年4月1日から、第14条の4第2項及び同条第3項の改正規定は令和4年12月1日から適用するよう規定するものでございます。

附則第3条は、改正前の規定に基づいて切替日以降分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすよう規定するものでございます。

附則第4条は、改正後の更別村職員の給与に関する条例附則第9項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しないよう規定するものでございます。

附則第5条第1項は、暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用

短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とするよう規定するものでございます。

同条第2項は、育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用に関する読替規定について規定するものでございます。

同条第3項は、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとしたに適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とするよう規定するものでございます。

同条第4項は、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用するよう規定するものでございます。

同条第5項は、暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第14条第4項の規定を適用するよう規定するものでございます。

同条第6項は、新給与条例第14条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員」とするよう規定するものでございます。

次のページを御覧ください。同条第7項は、新給与条例第4条第2項から第8項まで、第7条、第8条、第8条の4及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しないよう規定するものでございます。

同条第8項は、前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定めるよう規定するものでございます。

第6条は、前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定めるよう規定するものでございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第66号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、11時25分まで休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第67号

○議 長 日程第9、議案第67号 更別村職員の降給に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第67号 更別村職員の降給に関する条例制定の件であります。

更別村職員の降給に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行により、管理監督職勤務上限年齢による降任等の制度が設けられることを踏まえ、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し必要な事項を規定するため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、降給の種類、降格の事由及び通知書の交付等、職員の意に反する降給に関し必要な事項を規定するものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

1ページおめくりいただきまして、条例本文でございます。第1条は、目的について規定しており、地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的としております。

第2条で、降給の種類を降格及び地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給と規定をしております。

第3条は、降格の事由について規定しており、任命権者は、職員が降任により現に属する

職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなったときは、当該職員を降格するものと規定しております。

第4条は、通知書の交付について規定しており、任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならないこととしております。

第5条は、雑則で、この条例の実施に関し必要な事項は、村長が別に定めることとしております。

附則第1項で、この条例の施行日を令和5年4月1日と規定するものでございます。

附則第2項で、更別村職員の給与に関する条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに更別村職員の給与に関する条例附則第9項の規定による降給とする」と規定するものでございます。

次のページを御覧ください。附則第3項で、第4条の規定は、更別村職員の給与に関する条例附則第9項の規定による降給の場合には適用せず、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うよう規定するものでございます。

議案資料13ページをお開きください。更別村職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（案）を提出しております。

改正後の第20条の2第2項に規定するとおり、管理監督職勤務上限年齢制により職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第7の2に定める降格時号俸対応表の降格後の号俸欄に定める号俸とするものでございます。

議案資料14ページ以降にございます別表第7の2、降格時号俸対応表につきましては、国家公務員の初任給、昇格、昇級等の基準を定める人事院規則で規定する行政職俸給表（一）、降格時号俸対応表に準じて規定をしているところでございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第67号 更別村職員の降給に関する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第68号

○議長 日程第10、議案第68号 更別村職員定数条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第68号 更別村職員定数条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員定数条例（平成13年更別村条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、職員の定年引上げに伴い、計画的な職員の採用を図ることにより一時的に職員の増員が見込まれることから、村長の事務部局の職員の定数を改めるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、村長の事務部局の職員の定数を77人から80人に改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは条例本文であります。新旧対照表に即してご説明を申し上げます。

現行、第2条の（1）です。1号のところでありますけれども、村長の事務部局の職員77人、下線部とあるのを改正後は80人に改めるものであります。

一番下段のよって合計99人を合計102人に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番、織田さん。

○7番織田議員 今説明いただいたのですけれども、職員の定数です。これ見ますと、農業委員会に関してなののですけれども、実質今2人ですよね、職員。条例見ますと3人となっているわけなのです。この辺の解釈をどのように考えているのかお伺いします。

○議長 末田総務課長。

○総務課長 農業委員会の事務局の職員、ほかのところでもそうなののですけれども、過去には3人で職員がいたこともありまして、この条例の解釈ですけれども、例えば職員の人数を減らしたときに、それに合わせて定数を改正する必要はないとされている条例案ですから、定数より上回っては、それはそういうことにはなりません、それが実際には下回ったときにはその都度定数を変えてきているということではないということでございます。

以上でございます。

○議長 7番、織田さん。

○7番織田議員 非常に楽なやり方だと思うのですよね、少なくなる部分はいいということで。ということはつまり、これは総体に言えることなのですからけれども、定数だけの職員を採用されていないということは今現在いる職員の方の負担が大きくなっているような気がします。これはきちんと数は守っていくというか、多くすれとは言いませんけれども、必要などころは必要な配置をしていくということはやはりこれから心がけていっていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 条例の定数の範囲内で適正に職員の配置ができるように努めたいと思います。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第68号 更別村職員定数条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第69号

○議 長 日程第11、議案第69号 更別村職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第69号 更別村職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の懲戒に関する条例(昭和32年更別村条例第23号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、国家公務員の定年引上げに伴う職員の懲戒の取扱いに準じて、減給の効果に関する規定を改めるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、減給の額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるように改めるものであります。



次のページをお開きください。次のページは条例本文であります。新旧対照表でご説明を申し上げます。

現行、減給の効果に関する第4条の1行目ですけれども、下線部に改正後は、1日以上6月以下の期間、その後ろに「その発令の日に受ける」という文言を加えるものであります。また、改正後は、第4条の一番下段に下線部「この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。」という文を新たに加筆するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第69号 更別村職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第70号

○議 長 日程第12、議案第70号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第70号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成7年更別村条例第1号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行に伴い、再任用短時間勤務職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に関する規定に改めるなどの改正を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、再任用短時間勤務職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に関する規定に改めるものであります。

(2)といたしまして、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の引用条文の条ずれを改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは条例本文であります。新旧対照表によってご説明を申し上げたいというふうに思います。

1週間の勤務時間を定めた第2条第3項の部分ですけれども、現行下線部にあります地方公務員法「第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項」とありますのを改正後は「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、そしてその下段ですけれども、現行「第28条の5第1項」とあるのを改正後は「第22条の4第1項」に改めるものであります。また、さらにその下に行きまして、「再任用短時間勤務職員」につきましては「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

続きまして、第3条にあります第3条の下線部、これにつきましては「再任用短時間勤務職員」につきましては「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

第2項につきまして、下線部「再任用短時間勤務職員」、これも同じく「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

次のページをお開きください。第4条にあります下線部、現行下線部「再任用短時間勤務職員」、これにつきましても「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

続きまして、中ほどに行きまして、同じく「再任用短時間勤務職員」、下線部とあるのを改正後は「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

続きまして、年次休暇を規定しております第16条におきましても、下線部「再任用短時間勤務職員」につきましては「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日につきましては、その次のページにまいります。1、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

経過措置として、2、暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「新条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第70号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第71号

- 議 長 日程第13、議案第71号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- 村 長 議案第71号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の育児休業等に関する条例(平成4年更別村条例第7号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、国家公務員の定年引上げに伴う育児休業の取扱いに準じて、育児休業をすることができない職員に関する規定等を改めるため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、更別村職員の定年等に関する条例(昭和59年更別村条例第11号)の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を育児休業をすることができない職員と規定するものであります。

(2)として、更別村職員の定年等に関する条例の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を育児短時間勤務をすることができない職員と規定するものであります。

(3)として、「再任用短時間勤務職員等」の文言を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは条例本文であります。新旧対照表によってご説明申し上げます。

現行、育児休業をすることができない職員を定めている第2条でありますけれども、(1)、

(2)、現行の部分に改正後は(3)として、3号として「更別村職員の定数等に関する条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員」の文言を付け加え、現行(3)を(4)に。

続きまして、現行、育児短時間勤務をすることができない職員と定めてある第9条の部分で、(1)、(2)、(略)、その後に改正後は(3)として「更別村職員の定数に関する条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員」の文言を加筆するものであります。

下段にまいりまして、一番下ですけれども、第17条の2です。(地方公務員法の後に「(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項」とありますのを、これにつきましては「第22条の4第1項」に改め、そしてその下段ですけれども、以下「再任用短時間勤務職員等」と下線部にあるのを「定年前再任用短時間勤務職員等」に改めるものであります。

また、18条におきましても「再任用短時間勤務職員等」につきましては「定年前再任用短時間勤務職員等」に同じく改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 西山村長。

○村 長 大変申し訳ありません。修正をお願いします。

先ほど第2条と第9条のところで更別村職員の定年等に関するところを定数等に関するということで、大変失礼いたしました。訂正のほうをよろしくお願いいたします。申し訳ありませんでした。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第71号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第72号

○議 長 日程第14、議案第72号 更別村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第72号 更別村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和32年更別村条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第23条第2項の規定に基づき、人事評価を分限の基礎として活用するため、法第28条第3項の規定により、同条第1項第1号の規定に該当するものとして、職員の意に反する降任及び免職を行う場合の手続を規定するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、人事評価が最下位の段階である場合もしくは勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績がよくないと認められる場合で、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、勤務実績が不良なことが明らかな場合に、職員を降任し、もしくは免職するよう規定するものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。

現行、降任、免職及び休職の手続の欄でありますけれども、改正後は第2条として下線部、任命権者は、法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合は、次に掲げる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、勤務実績が不良なことが明らかなきとする。

（1）、当該職員の人事評価が最下位の段階である場合。

（2）、前号に掲げる場合のほか、当該職員の勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績がよくないと認められる場合の下線部をつけ加えるものであります。

現行、第2条にありますけれども、これについては削除します。

第3条、改正後は新しく第3条。

そして、第4条として、下線部、「職員の意に反する降任、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。」という文章を加えます。

第3条、4条、5条、6条の現行がありますのは、これが第4条の次に続きまして第5条、第6条、第7条、第8条と項替えするものであります。繰り下げるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第72号 更別村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第15 議案第73号

○議 長 日程第15、議案第73号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第73号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和40年更別村条例第17号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、国家公務員の給与の取扱いに準じて議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の320から100分の330に改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。新旧対照表によってご説明申し上げます。

現行、期末手当を規定している第5条の2項第2号です。(2)でありますけれども、12月1日に在職する者、次の下線部が「100分の320」となっているのを改正後は「100分の330」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日等につきまして、1、この条例は、公布の日から施

行するものであります。

2、改正後の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

期末手当の内払とするものであります。3、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第73号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第74号

○議 長 日程第16、議案第74号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第74号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和38年更別村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、国家公務員の給与の取扱いに準じて特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改めるため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、第1条において12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の215から100分の225に改めるものであります。

(2)として、第2条において6月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100

の215から100分の220に、12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の225から100分の220に改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。新旧対照表でご説明申し上げます。

現行、期末手当を規定している第4条の2項2号、12月1日に在職する者、下線部「100分の215」とあるのを改正後は「100分の225」に改めるものであります。

次のページをお開きください。第2条、更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

現行の期末手当の第4条の第2項の第1号、6月1日に在職する者、下線部「100分の215」を「100分の220」に、12月1日に在職する者、下線部「100分の225」を「100分の220」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日等につきまして、1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものであります。

2、第1条の規定による改正後の更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用するものであります。

期末手当の内払として3、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第74号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第75号



○議長 日程第17、議案第75号 更別村行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第75号 更別村行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村行政財産の使用料徴収条例（昭和58年更別村条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、北海道行政財産使用料条例（昭和39年北海道条例第29号）の一部改正に伴い、更別村使用料等審議会の答申を受けて、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、土地の使用許可が1月に満たない場合の使用料算出方法において、当該土地の時価に乗じる割合を「100分の4.2」から「100分の4.4」に改めるものであります。

（2）として、自動販売機を設置する場合における土地及び建物の使用料について、使用許可面積1平方メートル当たりの月額使用料を「1,000円」から「1,200円」に改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは条例本文であります。現行、改正後を対照してご説明を申し上げます。

現行の土地の使用料の規定をしている第2条の第4項、括弧の中でありまして「100分の4.2」を改正後は「100分の4.4」に改めるものであります。

同じく、第4条、自動販売機を設置する場合における使用料の規定でありますけれども、下線部、月額「1,000円」とあるのを改正後は「1,200円」と改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第75号 更別村行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第76号

○議長 日程第18、議案第76号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第76号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例(平成28年更別村条例第28号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地域交流センターのリニューアル改修に伴い、宿泊室の使用料を改定するため、更別村使用料等審議会の答申を受けて、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、地域交流センター宿泊室1泊1名の使用料について、「夏5,000円」、「冬6,000円」を「8,000円」に改めるものであります。

次のページをお開きください。現行、改正後を比べてご説明申し上げます。

現行、別表(第11条第1項関係)でありますけれども、3のところです。地域交流センター、区分、宿泊室、単位、1泊1名、使用料、夏、下線部5,000円、冬、6,000円とあるのを改正後は、区分、単位はそのままですけれども、使用料8,000円と改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 今般の複合施設の宿泊施設の改修ということでの宿泊料の改定についてということでございますけれども、今までの夏5,000円、冬6,000円という、暖房費も含めてという価格の設定の差を設けていたのですけれども、今回リニューアルということで一律8,000円にしたという内容の部分についてもう少し詳しく説明していただければというふうに思います。

また、せっかく更別村使用料等審議会の答申があったと思いますけれども、その中で何か特別な意見があったのであればご説明いただきたいというふうに思います。

○議長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまご質問いただきました地域創造複合施設の地域交流センターの

使用料についてでございますけれども、これまで夏と冬の季節区分を設けていたところでございますが、この区分につきましては通常公共施設の使用料につきましては夏と冬の区分がございまして、冬は暖房料等の兼ね合いで会議室等の使用料については冬のほうが若干金額のほうが高めに設定されているということで、当初この施設設置したときには、交流センターのほかの施設といいますか、設備、そういったものを含めまして一律夏、冬の区分を設けて設定をしていたところでございます。

しかしながら、この地域交流センター宿泊室につきましては宿泊施設ということで、こちらにつきましては夏と冬といった季節区分というよりも、宿泊施設につきましては繁忙期に応じた料金設定が一般的であるということを加味しまして、今般夏と冬の区分を廃止したところでございます。金額の設定につきましては、平成30年に宿泊室の使用料設定をしたときに参考としておりました近隣の幕別町のアルコ236、また芽室町の新嵐山荘、公的な宿泊施設の近傍の関係でございますけれども、こちらにつきましては参考にして設定をさせていただいたところなのですけれども、現在アルコにつきましては当時6,500円だったものが今9,600円、新嵐山荘につきましては当時7,020円だったものが7,150円とそれぞれ値上げということになってございます。また、今般の見直しに伴いまして南十勝の宿泊施設、大樹町と広尾町にある民間の宿泊施設、それぞれ料金の調査を行いまして、こちらにつきましては6,000円から7,490円というような形になってございます。また、参考としまして現在帯広市内のビジネスホテルの相場につきましては6,000円から1万円というようところが一般的となっているところがございます。これらの金額の上昇等を加味しまして、今回この施設につきましては指定管理制度を活用しているところがございますので、本条例での使用料が上限ということになります。その上限内での料金設定をしていただくということになりますので、金額として8,000円、これを上限として使用料的に定めるということにさせていただいたところでございます。

また、使用料等審議会につきましては、ただいまご説明したとおりのご説明をさせていただきまして、特段のご意見はなかったところでございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ありがとうございます。ちょっと気になったので、質問させていただきました。こういう施設が公共団体が行う公共施設の設立については、基本的には公の施設といいますか、地方自治法の244条でしたか、に定めている部分についてどうすべきかという議論がまずあるべきではないかなというふうに感じていたわけなのです。そうすると、平たく言いますと、端的に言いますと、地域住民がどれだけの利用がまず供せるかというのが、これが条件になるのでないかなというふうに思っているのです、第一条件として。また、加えて住民の福祉の増進を目的とするということも加えられるという、それら俗に公の施設という観点から考えたら設定の仕方がどうなのかなという疑問があったということでご質問をさせていただきました。

基本的には、今世間的には管理制度自体が各町村によって運用がばらばらだという指摘がはっきり言ってなされており、見えないと。どういう方向に向いていっての施設管理をさせているのか、あるいは地方自治体としてどういうものを必要として運用したいのかという部分が拡大解釈されて、なかなか運用が難しいために、後ほどの議題にもなるかもしれないのですけれども、住民サービスという向上という部分から見ればちょっと疑問符がつくのではないかとという問題点があるのではないかとということで少し加えさせていただいて、ご質問とさせていただきます。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ただいま議員のご質問にありましたとおり、公の施設ということで住民の福祉の向上に資するというのが大前提ということでございます。この施設につきましては、住民の利用もこの宿泊室だけではない複合施設ということで、会議室であったりコンテナハウスであったり、様々な施設の複合体ということでございまして、こちらについては住民の方の利用も自由にできると、宿泊室も含めてできることにはなっております。

この施設の目的の一つとしまして、外部からの人と村民との交流ということも図られるようにということで、外の地域から更別村に訪れて、あその場所で交流ができるといったようなことも主眼に当時設置をさせていただいております。そうしたことから、遠方から来られた方について宿泊をする場所が更別村は非常に不足しているということもございまして、宿泊等ということで有料の宿泊施設も併せて整備をさせていただいたところでございます。当然住民の方もご利用いただけるのは間違いないのですけれども、一般的に外から来られる方も対象にしているというところから、一般的な宿泊施設として指定管理の方の裁量の中で適切に運営をしていただきたいなというふうに考えているところでございます。

また、料金につきましては、指定管理者の方がこの範囲の中で設定をしていただくということになりますので、季節に応じた料金設定になろうかというふうには、繁忙期等を加味した流動的な料金の設定だとかは今後検討いただくことになろうかと思っております。また、あわせて、住民割引というものが経営上可能であれば取り入れていただくようなことも、これは必須ということにはなりませんけれども、ご意見として申入れもさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第76号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第77号

○議 長 日程第19、議案第77号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第77号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村福祉の里総合センター設置条例(平成16年更別村条例第3号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、北海道知事が指定する「公衆浴場入浴料金の統制額」の改正に伴い、老人保健福祉センター部門浴室使用料の大人(高校生以上)1回券及び回数券の料金の改正をしようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、大人1回券を「420円」から「450円」に改めるものであります。

(2)、大人回数券(11枚券)を「4,200円」から「4,500円」に改めるものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。現行、別表3(第12条関係)、老人保健福祉センター部門使用料として、2の個人使用の部分です。区分、浴室、大人の部分で1回券、「420円」を「450円」に、回数券(11回券)、「4,200円」を「4,500円」に改めるものであります。

次のページをお開きください。なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これでは討論を終わります。

これから議案第77号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第78号

○議 長 次に、日程第20、議案第78号 更別村観光施設の指定管理者指定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第78号 更別村観光施設の指定管理者指定の件であります。

更別村観光施設の指定管理者を次のとおり指定しようとするものであります。

1、管理を行わせる公の施設の名称は、更別村情報拠点施設、さらべつカントリーパーク、どんぐり公園プラムカントリーであります。

2、指定管理者となる団体の名称は、株式会社さらべつ産業振興公社代表取締役、森稔宏氏であります。

3、指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までであります。

理由といたしまして、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年更別村条例第19号)に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

資料を提出しておりますので、そちらのほうでご説明申し上げたいと思います。資料のほうをご用意ください。議案第78号資料であります。1、公の施設の名称及び所在地でありますけれども、更別村観光施設、名称、①、更別村情報拠点施設、②、さらべつカントリーパーク、③、どんぐり公園プラムカントリー、所在地は①、②、③ともそれぞれの記述のとおりであります。お目通しをお願いします。

2の募集概要であります(1)、応募資格として、村内に事務所または事業所を有する団体であること(法人格の有無は問わない)。(2)、応募条件、更別村観光施設(更別村情報拠点施設、さらべつカントリーパーク、どんぐり公園プラムカントリー)を管理運営することができる団体であること。

3、指定管理者候補者は、(1)、選定対象団体、株式会社さらべつ産業振興公社代表取締役、森稔宏氏。(2)、候補者の団体、株式会社さらべつ産業振興公社代表取締役、森稔宏氏。

4、候補者選定過程、(1)、第1回指定管理者選定委員会、日時、令和4年9月28日水曜日10時40分から12時、内容、指定管理者募集要項の検討、公募方法の確認、申請書様式、次

のページにまいりまして選定基準、審査項目の審査であります。(2)、募集説明会、日時、令和4年10月7日金曜日14時から15時、出席団体数、1団体でありました。(3)、受付期間、令和4年10月6日木曜日から令和4年10月31日月曜日までであります。(4)、第2回指定管理者選定委員会、日時、令和4年11月16日水曜日の13時から14時50分でありました。内容につきましては、申請書の内容確認、面接選定であります。

5、審査方法でありますけれども、(1)、更別村公の施設に係る指定管理者選定委員会委員長及び委員6名による審査とするものです。(2)、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に規定する選定基準に基づきまして10項目の審査事項を設定し、各項目5段階評価による点数評定とするものであります。(3)、各委員の採点の合計点数(700点満点)により審査結果とするものであります。(4)、選定水準は、合計点数420点以上とするものであります。

次のページにまいります。6、審査結果でありますけれども、選定基準、審査事項、審査項目について株式会社さらべつ産業振興公社について点数があります。設置目的の理解、平等利用の確保、サービスの向上、2番目の条例第4条第2号に基づく事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること、これにつきまして施設管理、利用促進で点数がつけられております。3番目の事業計画に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産及びその他の経営の規模及び能力を有しており、又は確実に確保できる見込みがあることについて2項目、業務実施体制、業務実績及び経営基盤について審査をしております。続いて、条例第4条第4号、収支計画書の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであることに関して、収支計画、経費の節減について審査をしております。条例第4条第5号、その他村長が別に定める事項として、危機管理対策、整備保管ということで審査をしております。合計点数が447点ということで、選定基準を上回っております。

7の選定結果であります。審査結果のとおり選定委員会の総意により、株式会社さらべつ産業振興公社を適当と認め、候補者に決定したものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 今の指定管理に関わることなのですからけれども、資料の審査結果というところで合計点が447点ということで、選定基準の420点以上というところにはいったのですけれども、点数としては決して高い点数ではないということで、公共施設に関わる指定管理者選定委員会、これではどのようなことがこの選定の点数に、低い点数に至ってしまったのか。また、これは場所の問題なのか、村側の問題が何かあるのか、それともこの施設を運営する団体に問題があるのか、そういったところも補足説明していただければと思います。

加えて、この選定委員の方々からご意見が何かあったのであれば、それも加えて説明いただければと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 資料にございますとおり、審査結果、合計447点で、合格の基準が420点ということで、決して高くないというご指摘はそのとおりかとは思いますが、これが村側に問題があるという認識は特にございませんけれども、委員それぞれの採点の合計なので、それぞれの委員の感じた点数のつけ方というのは確認まではしていませんので、それぞれの委員さんがどのように感じたかというのはちょっと把握はしてございません。

すみません、以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 では、その辺は仕方ないなというところで、把握はしていないということなのですけれども、産業課でこの振興公社とのやり取りがあると思うのですけれども、その中で課題、振興公社と産業課が共通で持っている課題についてもう少し詳しくお話しいただければと思います。また、それが、最近口にしていないのですけれども、僕議員になった一般質問でも過去にさせていた道の駅の移転についてとか、村長、ブランディングでまちの駅構想なんていうことも議会で発言していたわけですが、こういったこととの兼ね合いも含めまして、今回選定になった振興公社と産業課の課題についていま一度ご説明いただければと思います。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 産業振興公社との内容でございますけれども、現在この観光施設の関係については情報拠点施設、カントリーパーク、プラムカントリーについて産業振興公社さんに指定管理という形で運営をいただいているところでございます。現時点における運営状況につきましては、今までのところコロナが発生してからはいろいろとコロナの影響もあってなかなか厳しい状況でもあったところなのですが、決算的にはプラス収支ということで頑張ってきてもらっているところでございます。いろいろと施設の老朽化等もございまして、なかなか経営というのは厳しいところというのもございまして、あと昨今の人員不足等でなかなか人員の確保が難しいというふうな状況にもなっているところでございます。また、プラムカントリー等におきましてはパークゴルフ人口等の減少もあって、なかなか利用増を図るのが難しいというふうな状況もあるところでございます。

このような部分があるのですけれども、今までも5年間運営をしてきてもらっているところなのですけれども、なかなか簡単に解決できるものではなく、そこら辺については私どもと協議をしながら適正運営に努めていただいているところでございます。今後の運営等につきましても、特に集客が見込めるカントリーパーク等については今のキャンプニーズに応じた新たな取組等も考えていきたいというふうなところで話をしているところでございまして、なかなか目新しいところというのはできないのですけれども、適正運営というのを図っていくように協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。



○5番太田議員 この指定管理においては、情報拠点施設、道の駅ですよね。道の駅についても過去、昔はあそこからスピードウェイがということであそこに建てた経緯とか、いろいろな歴史の中であそこに建っていることは理解していますけれども、交通網が変わってきたり、近隣の疲弊、またモーターパーク、スピードウェイが云々というところもありますので、ぜひこの道の駅、どこの町村でもやはり主となる情報の拠点の施設なので、その在り方ということに関しては改めて検討していただければなと思っております。

加えて道の駅に言わせていただきますと、先日議会のほうで行った中学生議会のときに道の駅のことを言っている生徒がいました。それが言っているのが上更の子で、ここの場所でのいいのかなということ、自分たちのそばにあるのに村のこと全体考えて道の駅の在り方というのはこういうことなのかなとか、自分たちの道の駅でいろんな町村のところを回って感じたことを話してくれたときに、決して更別村に対しての道の駅は前向きなことは残念ながら言ってくれていなかったもので、その辺は心に受け止めて、移転や、またそのほかの考え方、村長言っていたまちの駅構想も含めて取り進めていただければなと思っております。

そのほかにも、カントリーパーク、ここはだんだん人が増えてきてというところもあるのでしょうけれども、利用の中での修繕等に関わる課題というものも聞いておりますので、その辺も詰めていただければなと思っております。

また、どんぐり公園プラムカントリーです。ここも遊具が今年度撤去されて、今後の利活用という面では大変重要な課題となっておりますので、ぜひ今後指定管理を進めていく中で村側も積極的に意見を、村民からも意見を取り入れた中で更別村の魅力について発信していただけてほしいと思っております。

以上です。

○議長 長 高橋産業課長。

○産業課長 ただいま議員のほうから言われましたように、情報拠点施設、ピポパのほう、道の駅に関しましては確かに過去の経緯等もございまして今の場所になっているという経緯もございます。また、今中学生議会ですか、そのようなご意見もあったということも聞きましたので、あくまでも今までの経緯という部分もございまして、なかなかそう簡単ではないとは思いますが、そういった部分も考えながら、今後の検討の部分については考えてまいりたいというふうに思っております。

また、カントリーパークにつきましては、修繕等がかなり大きくなっているという部分もございまして、こちらのほうもまた今後公社のほうとも協議をしまして、修繕等できる部分について修繕をいたしまして、より多くの方に利用いただけるような形で進めてまいりたいというふうに思います。

プラムカントリーについてですが、大型遊具撤去しましてふわふわドームを設置して、ご利用もいただいているところなのですが、パークゴルフ人口というものが減少している中で、なかなか足を運んでもらえないという状況の中で大会の開催等、そういった部分、公社

のほうとも協議をしまして今後の利用拡大につなげていければと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと関連もして、さきの太田議員の関連になる可能性もありますけれども、お許してください。

まず、指定管理の関係なのですけれども、先ほどもちょっと別の議題で提案させていただいてご質問させていただきましたけれども、どうもこの頃公の施設という捉え方の観点が少し私は拡大解釈し過ぎているのではないかなというふうに感じています。公の施設という観点からすると、先ほども申し上げたとおり住民の利用が基本的にあるということが前提になる。それと、住民の福祉推進をすることも目的とする。これも重要な事項でございます。基本的には、それらを含めてこの指定管理の制度の趣旨からすると、まず官から民への行政運営の構造改革、規制緩和に基づくもので推移していると。それと、住民サービスの向上と経費軽減が2つ目のものでございます。それと、自治体が出資する、あるいは持っているものの統廃合だとか、そういうものの運営を円滑に行うということが、これが基本原則になっているのですけれども、ただいまご説明いただきました審査の結果、施設管理、利用促進に関する評点が非常に低い。総合得点は6割ちょっといつているのですけれども、57点、58点台にとどまっている、点数でいうならば。

その部分で、今後の先ほど来質問させていただいている事項ともかぶりますけれども、住民サービスの向上という部分で懸念を今委員さんから提案されている部分についてどうあるべきなのかというものを踏まえていかないと、多分この提案は、審議会にかけて合格点取りました。それで適当と認めます。それを尊重した中である程度公募した中で指定管理者というものでお願いしたいという今回の提案だと思うのですけれども、そういう観点だけではなくて、住民福祉だとか、そういうものも含めどう村が関わっていくのかという部分をきちり示していかないと、これは申し訳ないけれども、指定管理制度自体が何かそういう部分で今抜け穴というか、全国的に任せっ放しというか、そういう部分結構目立つのですね、正直言いまして。

だから、そういう課題があるところをきちっと村として整理して、こう改善していくのだ。村民の福祉だとか村民の利用拡大が最大の目的ですから、プラムカントリーも今産業課長が説明していただいたように、コロナ禍といえどもだんだん利用者が減ってきている。どうするのだという課題を抱えながらの指定管理ですから、そこはきちっと精査しながら、こういうふう改善してこういうふう持っていくという形の提案をいただきながら進めていかないと、今回議会で承認しました。指定管理こうなりました。それでは私はそういう在り方論について、進め方論についてはちょっと問題があるのではないかと考えていますので、その点の押さえ方というふうには村は考えているのかをご説明いただければありがたいと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 審査結果の上の3つです。設置目的の理解、平等利用の確保、サービスの向上、これらとも配点が低くて、点数が少なくなっているかもしれませんが、ほかの項目に比べると配点が少ないというところがございますということでお話をさせていただきたいのですが、それは別としましても、住民サービスの向上とか、そういう点を十分配慮して事業の運営図っていただくことが、それはやはり大変重要な部分だとは思っていますので、審査会の中でもほかの委員の皆さんどのように感じてそれぞれ点数つけられたのかも確認して、指定管理者指定になりましたら産業振興公社のほうとも十分話をさせていただいて、そういうことがおろそかにならないように事業の運営に十分配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ご説明ありがとうございます。配点の設置が低いとか高いとかでなくて、基本的にこれは各委員さんの主観である程度点数をつけているわけですから、ここは無視できないと思います。さっき言いました。実質的には内容がどうであれ。ただ、私が言いたいのは、せっかく指定管理するのだから、問題点ありますよという指摘を受けていますよね。今の総体的にあまり点数が高くないというよりも、ちょっと心配ですよねというのは、多分私を含めた議員も含めて、この評価ってそんなに高くないよね、せめてもう少しほしいよねという気持ちで今聞いていると思うのですね、提案を。その中でどう改善していくのか、指定管理をしてしまっただけでやりますということじゃなくて、村は村で指定管理するという立場で提案しているわけですから、問題点あるのであればこの問題点、あるいは人口も減って利用者も減っている、どうするのかという課題が残っているわけですから、これは管理制度にのっとった相手方の問題だけではなくて、村が指定管理でお願いするという立場のものもありますから、その点は事前にきちっと整理をして僕は提案していただきましたかというふうにならぬように今質問させていただいているのです。

それだけではなくて、経費軽減に取り組む内容等についても公的に見れば決して高い点数ではない。できればせめて7割、全体的というか、公的に見ても70点以上は欲しい。そうならばある程度安心して指定管理できるということでもありますけれども、重要なところが非常に協議会での点数が低いということをちょっと私は心配していますので、その点これから協議するのでなくて、村は村の対応としてこうするからこうなのだという部分で提案していただきたいというふうに思っています。

私は、このプラムカントリーだとかカントリーパークだとか、それらに関わるもので質問させていただいた経過がありますけれども、これから利用者は決して増えるという状況では、はっきり言って、正直言ってないと思います。ない中でどういうふうに住民も含めて巻き込んで、健康福祉も含めてというものを再構築していかないと駄目だと思うのです。まして、情報拠点施設になってしまうと、これ住民福祉の住民サービスの一環なのか、住民福祉になるのかと言われたときに、多分なかなか答えはでないと思うのです、正直言います。

だけれども、ひっくるめて全体的に村の住民サービスだとか福祉だとかという部分に寄与しようという気構えで今提案しているわけですから、その点もう少し整理してきちっと、村の課題というか、ここが課題であれば指定管理制度契約するときでなくて事前にきちっとそういうものを提案して、やっていただくものはやっていただくという形で提案していかないと、先ほど言い、しつこいようですけれども、プラムカントリーなんかでは人がなかなか雇用の状態がよくない。私も知っています、それは。だけれども、それで指定管理してくださいというのは、それってやっぱりおかしいです。その分ちゃんとやりますとか、そういうバックアップ体制だけでなく、きちっとやりますという担保取らないと、これなかなか指定管理しましたといっても、村の経費軽減も含めて住民の福祉向上も含めてという部分からすると、的外れとは言いませんけれども、ちょっと違う観点になってくるのかという心配がありますので、その点十分配慮しながら進めていただきたいと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 ご指摘のありました点十分注意して、この審査結果も相手のほうにもお伝えして、しっかりと打合せをして、ただ産業振興公社も十分経営努力されて、黒字経営をされておりますので、そういう点も十分お話をさせていただいて、事業運営が円滑にいくように進めさせていただきたいと思います。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第78号 更別村観光施設の指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第79号

○議 長 次に、日程第21、議案第79号 更別村体育施設の指定管理者指定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第79号 更別村体育施設の指定管理者指定の件であります。

更別村体育施設の指定管理者を次のとおり指定しようとするものであります。

1、管理を行わせる公の施設の名称ですが、更別村コミュニティプール、更別村農業者トレーニングセンター、更別村柔剣道場であります。

2、指定管理者となる団体の名称は、株式会社オカモト代表取締役、岡本謙一氏であります。

3、指定の期間ですが、令和5年4月1日から令和10年3月31日までであります。

理由といたしまして、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年更別村条例第19号）に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

資料を提出しておりますので、そちらのほうでご説明申し上げます。資料のほうをご準備いただきたいというふうに思います。資料、議案第79号であります。1、公の施設の名称及び所在地ですが、更別村体育施設、名称、①、更別村コミュニティプール、②、更別村農業者トレーニングセンター、③、更別村柔剣道場、所在地についてはそれぞれお目通しをお願いしたいと思います。

2、募集概要、（1）、応募資格は、北海道内に事務所または事業所を有する団体であること（法人格の有無は問わない）。（2）、応募条件は、更別村体育施設（更別村コミュニティプール、更別村農業者トレーニングセンター、更別村柔剣道場）を管理運営することができる団体であること。

3、指定管理者候補者は、（1）、選定対象団体、株式会社オカモト代表取締役、岡本謙一氏。（2）、候補者の団体、株式会社オカモト代表取締役、岡本謙一氏。

4、候補者選定過程は、（1）、第1回指定管理者選定委員会、日時、令和4年9月28日水曜日9時から10時半、内容、指定管理者募集要項の検討、公募方法の確認、申請書様式、次にまいりまして選定基準、審査項目の審査であります。（2）、募集説明会は、令和4年10月4日火曜日14時から15時であります。出席団体数、3団体であります。（3）、受付期間、令和4年10月6日木曜日から令和4年10月31日月曜日まで。（4）、第2回指定管理者選定委員会、日時、令和4年11月16日水曜日10時より11時45分、内容、申請書の内容確認、面接選定であります。

5の審査方法ですが、（1）、更別村公の施設に係る指定管理者選定委員会委員長及び委員7名による審査とする。（2）、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に規定する選定基準に基づき、10項目の審査事項を設定し、各項目5段階評価による点数評定とする。（3）、各委員の採点の合計点数（800点満点）により審査結果とする。（4）、選定水準は、合計点数480点以上とするものであります。

次のページは、6、審査結果であります。それぞれ選定基準、審査事項、審査項目に対しましての審査の点数がそこに記載されています。上から、条例第4条第1号に該当する3項目、2番目に条例第4条第2号、事業計画の内容等に関する2項目、3番目に条例第4条第3号に基づく施設の管理を安定して行う人員、資産等々に関する項目、2項目であります。続きまして、条例第4条第4号、収支計画書の内容等に関わる部分で2項目、最後にその他

村長が別に定める事項ということで、危機管理、整備保管ということでそれぞれ審査をしております。合計点数が569点であります。

7、選定結果ですが、審査結果のとおり選定委員会の総意により、株式会社オカモトを適当と認め、候補者に決定したものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 このたび指定管理に対する上で今後運営に対するメリット、デメリット、課題というものはどのように捉えているか、補足説明していただければと思います。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 運営に対するメリットなのですが、以前議会の全員協議会のほうでも説明させていただきました。現状利用人数のほうが年々減ってきているという状況の中で、利用者のほうもある程度固定化をされていると、現在の運営の中では職員が業務の一部として、一つとしてやっている部分もございます。これをこの後民間の力を借りまして利用の増進を図っていきたく。これからの話ですので、この部分が期待するメリットという部分にはなるのですが、デメリットに関しては新規に指定管理をするということですので、これが指定管理が始まってからでないとなかなか見てとれない部分もあるのかなと考えてございます。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 メリットに関しては利用増を望むということで、あとは職員の人件費の部分でちょっと業務に差し支えのあるところがあったのではないかなというふうには理解してはいるのですが、僕はこの運営に対するデメリットというところで利用状況がすんなり広がればいいのですが、利用状況が伸び悩んでしまったときに、考えたときに果たして指定管理をしたところが運営していけるのかというところの課題が出てくると思うのです。これでは民間の企業としては赤字ですよ、だからうちではこれではできないのですけれども、もうちょっと値上げしてくれませんか、村からくれませんかという話になったときに、村はどの段階で今までの形に戻そうとかということをまず問題認識として持っているのかなということが僕はすごく懸念して持っているのですが、その辺の考えはお持ちでしょうか、いかがでしょうか。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 利用状況が伸び悩んだときなので、村としましてはこれから指定管理者のほうに利用増進の期待を込めまして業務を委託するわけですので、どの段階で見切って村に戻すのかですとか、そういったことは現段階では具体的には考えていないところです。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 考えていないということなのであれなのですけれども、意見になってしまうのですけれども、前向きに考えることはとっても大切なことなのですけれども、利用状況においては、今私たちが長い間住んできて、図書館の状況や柔剣道場、トレーニングセンターの利用、または各和室とか、そういったところの利用状況も踏まえて、かなりの工夫がなければあそこの利用する価値とか利用する人数というものの増にはなかなかつながっていきにくいかなということは個人の僕が更別に住んでいる中では感じることもあります。企業さんのノウハウがあって少しは利用が増えるところもあると思うのですけれども、先ほど僕が言った利用状況に対しての運営に対しての懸念する部分というものは常に課題で持っていてほしいですし、村側からも今後村の図書館や道場、トレーニングセンターということに対してのどうやったら利用増していけるのか、運営していけるのかということも考えていってほしいなと思っております。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 もちろん指定管理に移行したからといって丸投げするつもりは全くございませんで、懸念とされる部分、今現在懸念とされる部分、それと指定管理に移行した後に出てくる、出てくるかどうか分かりませんが、課題につきましては共に考えながら施設のよりよい利用状況向上のために努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 1点だけお願ひしたいと思ひます。これは全体的に指定管理の関係でということでお聞かされたければありがたいと思ひます。

指定管理制度、これせつかくありますので、有効利用を図っていく。メリット、デメリットもあるかもしれないけれども、メリットに期待しながら進めたいという気持ちは十分理解できます。しかし、現在の規制緩和制度の在り方、あるいは今の現実を鑑みたときに、指定管理者制度になりました。指定管理しました。意外とそこからの関与というか、何もシステム化されていないということを私は非常に心配しています。ということは、せつかく行政として経費軽減も含めて、住民サービスも含めてという部分の大義名分がある中で進めるわけですから、そこは指定管理者に対する監視システムではありませんけれども、そういうシステムだとか、第三者監査みたいな管理、監査みたいなものがなければ、幾らうまいことの答弁をいただいても、現実的には未知数での数字ですので、なかなか難しい。まして、こういう体育施設というか、そういう部分については未知数なところが多い。少子化になってくる。子どもの利用も含めてということで非常に極めて、メリットがあるのか、デメリットがあるのかという部分での対応としては非常にクエスチョンマークがつくところだと思います。がゆえに、そういうものをただ指導するだとかと、そういうことでなくて、お互い

に協調し合いながらという部分も踏まえた形の中の指定管理であってほしいという、決して指摘ではなくて、そういう在り方にしていけないと生きたものになってこないと思いますので、その点十分配慮しながら、何らかの監視システムとか協調システムだとか、そういうものを何かお互いに構築しながら進めていただければありがたいということでご提案を申し上げたいと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 指定管理者制度を活用して事業や施設の運営を行っていて、利用者が増えないとか行政サービスが向上しないということではこれは全くやっている意味がないので、当然そうなるように村のほうも指定管理者と十分協議を進めながら、どのような形で運営していくのか、それは非常に重要なことだと思いますし、監査というか、そこら辺は村が十分に関与していくことで当初の指定管理者の制度を十分活用して施設の運営や事業の運営を行っていくことがやっぱり大事なのだと思いますので、それは気をつけて村としても指定管理者制度を活用してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第79号 更別村体育施設の指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後2時45分まで休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時45分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第22 議案第80号

○議 長 日程第22、議案第80号 令和4年度更別村一般会計補正予算(第8号)の件を議題といたします。



提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第80号 令和4年度更別村一般会計補正予算(第8号)の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,450万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,452万7,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、令和4年度更別村一般会計補正予算(第8号)につきまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,450万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,452万7,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

債務負担行為、第2条は、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

地方債の補正、第3条は、第3表、地方債補正によるものでございます。

初めに、人件費についてご説明いたします。主な理由といたしましては、給与改定によるものでございます。各科目において予算の補正がございしますが、こちらにつきましては給与費明細書によりご説明いたします。

33ページをお開き願います。1、特別職において長等の期末手当で19万5,000円の増額です。給与改定に伴うものでございます。

34ページをお開き願います。2、一般職、(1)、総括についてですが、給料で214万4,000円の減額、職員手当等で486万3,000円の増額です。給与改定に伴うもののほか、時間外勤務手当が増加したためでございます。手当ごとの補正後、補正前、比較の金額につきましては、職員手当等の内訳をご参照願います。

35ページは給料及び職員手当等の増減額の明細、36ページは給料及び職員手当の状況です。ご参照願います。

37ページ、38ページは給料及び職員手当等の科目別内訳でございます。補正後の給料及び職員手当等の科目別内訳を記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、歳入歳出の補正につきまして歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。まずは、歳出からご説明いたします。12ページをお開き願います。款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費は、7万2,000円を減額し、補正後の額を4,953万8,000円とするものでございます。給与改定等に伴うものでございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、258万2,000円を追加し、補正後の額を7億31万円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、給与改定に伴うもの

のほか、時間外勤務手当等が増加したためでございます。13ページをお開き願います。(2)、庁舎維持管理経費は電気料の高騰及び役場庁舎3階の非常誘導灯の修繕、(3)、フルタイム会計年度任用職員給与等は時間外勤務手当の減少、(4)、出納一般事務経費は出納事務補助員を12月に採用したこと、(5)、情報処理導入経費は業務用PCの購入、業務用ソフトの更新、業務用ソフト更新に伴う北海道自治体情報システム協議会への負担金の増加などがございます。

14ページを御覧願います。目3財産管理費は、6万6,000円を追加し、補正後の額を1,218万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、財産維持管理経費は村有地の草刈業務等委託の執行残、(2)、村有住宅等維持管理経費は役場独身寮の壁紙交換等の修繕、(3)、村有建物等改修事業は格納庫屋根、外壁改修工事の執行残でございます。

目4地方振興費は、761万7,000円を追加し、補正後の額を9億8,301万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、夢大地さらべつ推進委員会運営経費は総合戦略の見直しを委員会にお諮りするため、当初3回としておりました開催を5回とするため、(2)、企画政策事務経費は交付金算定基準の改正、15ページをお開き願います。(3)、広報関係経費は広報紙のページ数の増加、(4)、宅地分譲事務経費、(5)、地域振興財産維持管理経費は草刈業務等委託の執行残、(6)、更別スーパービレッジ構想推進事業は更別スーパービレッジ協議会への助成金及び更別村ソーシャルベンチャーへの出資金でございます。更別スーパービレッジ構想助成金につきましては、更別村スーパービレッジ協議会への助成金641万5,000円を交付するものでございます。マイナンバーカードの交付率が来年度の交付金の算定等に影響いたしますので、マイナンバーカードの交付率を上げるためとマイナンバーカードを活用して事業を行うため、新たに交付を受けた方に対し、協議会を通じてポイントを付与するものでございます。なお、既にマイナンバーカードの交付を受けた方に対してもポイントを付与させていただきます。また、マイナンバーカードの交付とは関係なく、ひやくワクサービスを申し込んだ方に対してポイントの付与を検討しております。更別村ソーシャルベンチャー出資金につきましては、村内の公共、準公共サービスの一部を担う法人として更別村ソーシャルベンチャーを今月設立いたします。設立時の出資金は100万円としており、村の出資10万円のほか、村外企業からの出資とするほか、今年度内に村、村内企業、域外企業からの増資を行い、事業実施に伴う出資金を充足する予定としております。更別村ソーシャルベンチャーは、村内の社会的課題に向き合い、法人として課題解決の一翼を担うことで地域経済の活性化を図りながら、村民の生活の質の向上と将来的な行政コストの削減を図ることを目的としております。また、更別村ソーシャルベンチャーは、村が掲げます更別村スーパービレッジ構想を推進する中核的な役割を担う法人ですので、村としても一定程度の関与は必要と考えており、出資金総額の1割を村として出資いたします。ただし、村が業務を委託する法人となりますので、過度な関与は行わず、民間法人として経営を行っていただくこととなります。

続きまして、目7車両管理費は、20万9,000円を減額し、補正後の額を5,604万1,000円と

するものでございます。説明欄（１）、公用車車庫改修事業は執行残でございます。

目 8 村有林管理費は、13万円を減額し、補正後の額を2,850万4,000円とするものでございます。説明欄（１）、開村75周年記念事業、耕地森林は、開村75周年記念事業の執行残でございます。

16ページを御覧願います。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費は、162万2,000円を追加し、補正後の額を 2 億3,501万3,000円とするものでございます。説明欄（１）、福祉扶助経費は実績に伴う増加、（２）、重度心身障害年金は見込んでおりました人数の減少、（３）、重度心身障害者医療給付事業経費は給付見込額の減少、（４）、社会福祉センター維持管理経費は電気料の高騰、（５）、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金の増額、17ページをお開き願います。（６）、社会福祉活動補助金等は社会福祉協議会職員手当等の支給見込額の減額、（７）、ひとり親家庭等医療給付事業経費は給付見込額の減額、（８）、障害者地域生活支援事業は移送サービスの利用実績が見込みより増加したためでございます。

目 2 福祉の里総合センター費は、204万9,000円を追加し、補正後の額を7,178万6,000円とするものでございます。説明欄（１）、福祉の里総合センター維持管理経費は電気料の高騰、（２）、健康増進室整備事業はトレーニングマシン購入に伴う執行残でございます。

目 4 後期高齢者医療費は、368万1,000円を減額し、補正後の額を4,498万6,000円とするものでございます。説明欄（１）、後期高齢者医療広域連合事業経費は広域連合医療給付費負担金の確定、18ページを御覧願います。（２）、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は保険基盤安定繰出金などの確定でございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費は、50万円を減額し、補正後の額を 1 億7,532万7,000円とするものでございます。説明欄（１）、子ども医療給付事業は、給付見込額の減でございます。

項 3 老人福祉費、目 1 老人保健福祉総務費は、119万円を減額し、補正後の額を290万1,000円とするものでございます。説明欄（１）、高齢者スポーツ大会経費、（２）、敬老事業経費につきましては、いずれも事業実績に伴う執行残でございます。

19ページをお開き願います。目 2 老人保健福祉センター費は、175万2,000円を追加し、補正後の額を7,325万6,000円とするものでございます。説明欄（１）、老人保健福祉センター維持管理経費は、燃料費の増加、電気料の高騰のほか、令和 5 年 4 月 1 日からの浴室使用料改定に伴う券売機の修正、温泉の配管洗浄などを行うためでございます。

目 3 老人福祉推進費は、174万1,000円を追加し、補正後の額を7,661万3,000円とするものでございます。説明欄（１）、介護保険事業特別会計繰出金、介護給付は給与改定等に伴う地域支援事業繰入対象経費の増額、（２）、介護保険事業特別会計繰出金、財源補てんは一般介護予防事業の利用者送迎委託料の増額でございます。20ページを御覧願います。（３）、高齢者在宅福祉サービス事業は、配食サービス利用実績が予定より増加したためでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、50万円を増額し、補正後の額を875万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、乳幼児医療費給付費は、給付見込額の増加でございます。

目4診療所費は、946万2,000円を追加し、補正後の額を1億3,050万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は、歳入歳出の均衡を図るためでございます。

項3上下水道費、目1簡易水道費は、194万3,000円を減額し、補正後の額を3,144万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、簡易水道事業特別会計繰出金は、公債費の確定に伴う基準繰出分の減でございます。

21ページをお開き願います。項4下水道費、目1下水道費は、297万8,000円を追加し、補正後の額を1億1,514万円とするものでございます。説明欄(1)、公共下水道事業特別会計繰出金は、分流式下水道等に要する経費が減額となりましたが、電気料の高騰のため、浄化センターの管理費を増額しております。

款5労働費、項1労働費、目1労働諸費は、77万円を追加し、補正後の額を785万円とするものでございます。説明欄(1)、雇用対策事業は、新規申込みが2名ありましたので、地元雇用促進事業助成金を増額するものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は、17万4,000円を追加し、補正後の額を2,591万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は給与改定等に伴うもの、22ページを御覧願います。(2)、農業委員会運営経費は国の補助金を活用してタブレット端末等を購入するものでございます。改正農業経営基盤強化促進法に基づき、農業委員会はJA等の協力の下、目標地区の素案を作成することとなっており、タブレットを活用して遊休農地の利用状況調査の効率的な実施のほか、活動記録簿、統合調査の作成などにタブレット端末を活用するものでございます。

目3農地費は、3万5,000円を減額し、補正後の額を2億4,005万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、排水施設維持管理費は、草刈業務等委託の執行残でございます。

目4畜産業費は、150万1,000円を減額し、補正後の額を2,663万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、村営牧場維持管理経費は、牧場業務員などの報酬、公用車の燃料費、牧場光熱水費、修繕費、牧場パドック砂入替工事などの執行残でございます。

23ページをお開き願います。目5ふるさとプラザ費は、114万4,000円を追加し、補正後の額を5,136万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、ふるさと館維持管理経費は、電気料の高騰のほか、令和5年4月1日より使用する回数券の印刷に関する経費でございます。

目6プラムカントリー費は、363万7,000円を減額し、補正後の額を4,953万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、プラムカントリー改修事業は、どんぐり公園遊具撤去、芝張り替え工事の執行残でございます。

24ページを御覧願います。款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費は、55万3,000円

を減額し、補正後の額を1億1,260万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業補助は、8月に実施いたしましたさらべつ生活応援クーポン券の実績に伴う減額でございます。クーポン券につきましては、500円券1万9,500枚を準備し、村民の方に1万9,170枚配付いたしました。10月末までの使用期間で実際に使用されたのが1万8,607枚、97%の使用でございました。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持改良費は、17万5,000円を減額し、補正後の額を3,449万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、道路補修対策事業は、村道舗装補修工事等の執行残でございます。

目3道路新設改良費は、762万3,000円を減額し、2億6,971万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、道路改良舗装事業、単独は、東9号調査測量設計、勢雄13号舗装強化工事などの執行残でございます。

25ページをお開き願います。目4橋りょう維持改良費は、350万6,000円を減額し、1億3,047万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、橋りょう整備事業は、橋梁補修調査測量設計、橋梁補修工事の執行残のほか、橋梁点検を増やしたことによる負担金の増額でございます。

項3住宅費、目1住宅管理費は、12万1,000円を減額し、補正後の額を1,685万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、村営住宅等改修事業、単独は、村営住宅等改修工事の執行残でございます。

目2民間住宅整備費は、200万円を追加し、補正後の額を2,250万円とするものでございます。説明欄(1)、民間住宅建設促進事業は、申請件数が当初見込みより2件増加し、合計24件となる見込みでございます。

26ページを御覧願います。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費は、132万5,000円を減額し、補正後の額を1億2,473万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は給与改定等に伴うもの、(2)、事務局一般事務経費は公用車の使用が想定より増えたためでございます。

項2小学校費、目1学校管理費は、116万3,000円を追加し、補正後の額を7,170万円とするものでございます。説明欄(1)、小学校運営経費は、新型コロナウイルス感染症対策として小学校で使用する消耗品及び備品の購入、27ページをお開き願います。(2)、学校施設維持管理経費、小学校は電気料の高騰、(3)、学校施設改修事業、小学校は更別小学校屋外トイレ設置工事、上更別小学校車庫設置工事等の執行残でございます。

項3中学校費、目1学校管理費は、75万5,000円を追加し、補正後の額を3,444万円とするものでございます。説明欄(1)、中学校運営経費は小学校同様、新型コロナウイルス感染症対策として中学校で使用する消耗品及び備品の購入、(2)、学校施設維持管理経費、中学校は電気料の高騰でございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費は、77万8,000円を追加し、補正後の額を5,429万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、フルタイム会計年度任用職員給与等は給与改定

に伴うもの、28ページを御覧願います。(2)、幼稚園舎維持管理経費、(3)、認定こども園園舎維持管理経費はともに電気料の高騰でございます。

項5社会教育費、目1社会教育総務費は、5万円を減額し、補正後の額を2,931万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、青少年教育推進経費は、更別村教育を考える村民集会の講師派遣につきまして委託ではなく謝礼として支出するためでございます。

目2社会教育施設費は、97万3,000円を減額し、補正後の額を2,107万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、農村環境改善センター維持管理経費は電気料の高騰、29ページをお開き願います。(2)、農村環境改善センター改修事業はボイラー更新工事の執行残でございます。

項6保健体育費、目2体育施設費は、239万2,000円を増額し、補正後の額を5,282万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、柔剣道場維持管理経費は電気料の高騰及び修繕費の減額、(2)、運動広場維持管理経費、(3)、農村公園維持管理経費はいずれも電気料の高騰、(4)、コミュニティプール維持管理経費は燃料費の増加、電気料の高騰、光回線敷設、プールサイドのベンチの更新等、30ページを御覧願います。(5)、トレーニングセンター維持管理経費は電気料の高騰及び光回線の敷設、(6)、トレーニングセンター改修事業はボイラー更新工事の執行残でございます。

目3学校給食費は、92万9,000円を増額し、補正後の額を3,539万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、学校給食センター運営経費は調理員退職に伴い、調理補助員2名を新たに採用するための人件費、(2)、学校給食センター維持管理経費は電気料の高騰でございます。

31ページをお開き願います。項7教育諸費、目3財産管理費は、27万1,000円を追加し、補正後の額を245万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、教員住宅維持管理経費は、電気料の高騰及び更別小学校教員住宅の修繕でございます。

款12公債費、項1公債費、目1元金は、5,009万7,000円を追加し、補正後の額を6億9,424万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、長期債約定償還元金、約定償還元金は、事業の確定に伴う元金の確定でございます。(2)、長期債繰上償還元金は、公債費を圧縮するため、臨時財政対策債等の返済を行うものでございます。

32ページを御覧願います。目2利子は、88万4,000円を追加し、補正後の額を391万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、長期債償還利子は、当初予算編成時から実際の借入時の利率が上昇したためでございます。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、6,877万7,000円を追加し、補正後の額を21億2,515万8,000円とするものでございます。普通交付税の追加によるものでございます。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金は、6万5,000円を減額し、補正後の額を5,986万2,000円とするものでございます。札内川地区かんがい施設維持管理

分担金の金額確定でございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産使用料は、81万6,000円を減額し、補正後の額を483万1,000円とするものでございます。今年度の村営牧場利用実績によるものでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、9ページをお開き願います。目1民生費国庫負担金は、40万7,000円を増額し、補正後の額を8,418万7,000円とするものでございます。保険基盤安定負担金の保険者支援分の増額でございます。

款15道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金は、16万3,000円を減額し、補正後の額を5,115万6,000円とするものでございます。保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定拠出金の確定でございます。

項2道補助金、目1総務費道補助金は、481万7,000円を追加し、補正後の額を2,347万4,000円とするものでございます。地域づくり総合交付金は、老人保健福祉センターの改修事業などに対する北海道の補助金でございます。

目4農林水産業費道補助金は、20万8,000円を追加し、補正後の額を3億5,116万4,000円とするものでございます。歳出でご説明いたしました農業委員会で購入いたしますタブレット端末等に関する補助金でございます。

項3委託金、目1総務費委託金は、2万円を減額し、補正後の額を1,023万7,000円とするものでございます。土地利用規制等対策委託金の確定でございます。

10ページを御覧願います。款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金は、1,000円を追加し、補正後の額を12万8,000円とするものでございます。まち・ひと・しごと創生基金積立金の預金利子でございます。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、4万円を追加し、補正後の額を1,640万5,000円とするものでございます。サッチャルベツ川改修工事に伴う村有地の売払いでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目8公共施設等整備基金繰入金は、600万円を減額し、補正後の額を5,900万円とするものでございます。老人保健福祉センター改修工事等の確定に伴う基金繰入金の減額でございます。

目10まち・ひと・しごと創生基金繰入金は、641万5,000円を追加し、補正後の額を1,000万円とするものでございます。歳出でご説明いたしましたが、企業版ふるさと納税を活用してマイナンバーカードを交付された方などに対しポイントを付与するため、基金繰入金を増額するものでございます。

款20諸収入、項5雑入、目5雑入は、80万1,000円を追加し、補正後の額を3,609万円とするものでございます。立木補償費、土地改良事業団体連合会旅費、北海道公立学校教職員互助会公演事業補助金の追加でございます。

11ページをお開き願います。款21村債、項1村債、目3辺地対策事業債は、990万円を減額し、3億9,140万円とするものでございます。辺地対策事業債を利用しました各事業につ

きまして実績が確定したためでございます。

続きまして、第2表、債務負担行為についてご説明いたします。4ページをお開き願います。債務負担行為につきましては、記載されているとおりであります。令和5年度から令和9年度までの5年間、各施設につきまして指定管理者の指定を行いますが、指定期間が年度をまたぐこととなりますので、債務負担行為を設定するものでございます。

最後に、第3表、地方債補正についてご説明いたします。5ページをお開き願います。地方債の補正につきましては、記載のとおりでございます。辺地対策事業債は、事業の確定に伴い、補正後の限度額を3億9,140万円といたします。なお、補正後の合計額は5億1,308万3,000円でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 お諮りいたします。

議案第80号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第8号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第8号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 15ページお願いいたします。説明欄の（6）でスーパービレッジ構想推進事業ということで説明を伺いました。ここに出資金ということで書いてございますし、お話もいただきました。ソーシャルベンチャーに移行するということで必要であるということで、しっかりやらしてもらわなければいけないというのは大前提だと思うのですが、ということはスーパービレッジ構想のひやくワクサービスをはじめとした参加者がたくさん入っていただかないと立ち行かなくなるという、来年以降です。そういうことも踏まえまして、前回説明があった際には五十数名とお伺いしておりますが、その後12月に入りまして人数どのように増えたかということお聞きしたいと思います。

それと、前回説明の中に国からのということでアンケート等、住民に対してアンケートを取るとのこと、2回取らなければいけないというご説明が私どもにございました。必要なことはやらなければいけませんし、私どもに対しましても共通認識ということで、早い時点で分かっていることがあれば今後も先にお話もいただきたいなと思ひまして、お伺いしたいと思ひます。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまのご質問につきましてご回答させていただきます。



まず、人数の推移でございますけれども、現在約80名の方がひやくワクサービスに加盟をしているところでございます。利用者の増に向けて現在もスーパービレッジ協議会のほうで取組を進めているところでございまして、村民の説明等々で不十分な点もあるということで、今後につきましてはそういった活動を増やしながら住民の理解を深めていって、参加者の増に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

あと、2点目ですけれども、アンケート、ウエルビーイングの関係かと思っておりますけれども、今回12月の時点と3月、2回でウエルビーイングのアンケートを取らせていただくわけでございますけれども、村民の生活の質向上ということで、今後私たちが行政としてやるべき課題というのがアンケートの中から見えてくるはずだと思っております。また、そういった行政に対するご意見も多く聞くことができる機会だと思っておりますので、今回今年度は12月ということで若干遅れた部分はあったのですけれども、来年度以降も継続してアンケートのほうは取っていきたいと思っておりますので、またその際にはご説明のほうをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ありがとうございます。住民の方の中にはスーパービレッジ構想に対して、たくさん人数おりますと当然のことながら、やってみたい、参加してみたい方、それからまだ疑問に思っていて、何をどう聞いていいのか、それから参加したいけれども、どうしようかと、それからどこに聞いたらいいのかと、何度もチラシ等を入れたりですとか、それから広報等にも入ってございまして、それが100%かどうかは分かりませんが、伝わっているやにも思われますが、更別村自体がどこの方向に向かっているのかと心配する方も中にはおられますので、先ほど参事がおっしゃっておりましたとおり、説明を十分にやっていただきたいことと、あと電話等の対応です。役場直接ではない場合も当然あるかと思っておりますので、その際の対応、それとじかに行くということがなかなか難しいかもしれませんけれども、ご要望等あればはせ参じて説明するという、そういった考えもよいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまのご意見だったのですけれども、私どもも村民の方から直接お声をいただいているところでございます。実際に電話対応等々でできない部分は出向いて、高齢者の方々に協議会として向かっている部分もございまして、そういったことも実際に行われていることが実際に周知できていないという部分もありますので、これからそういったところについてきめ細やかな対応をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 同じところでなのですが、先ほど副村長の説明でひやくワク利用

でポイント付与ということをおっしゃっていたのですけれども、ひゃくワクサービス、10月から無料期間で今年度末までスタートして、無料でやっているのにどうしてポイントを付与するのかなという疑問があるのですけれども、まずなぜポイントを付与するのか、そしてどれぐらいのポイントを1人に付与するのかということも併せて説明いただければと思います。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまのご質問でございますけれども、ひゃくワクサービスのポイント付与につきましては、加入促進の意味もございまして、そういったポイントでの付与を検討しているところでございます。まず初めに、一つの目的としてはそういったひゃくワクサービスの加入促進という点、もう一点はマイナンバーカードの活用という点が1つございまして、それが連携した形の中でひゃくワクサービスの継続みたいな事業のことを考えておりますので、交付金の申請にも影響しますので、両方の側面から加入者の促進を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 ポイント付与の時期は。

(何事か声あり)

○企画政策課参事 もう一点です。ポイントの金額の部分かと思うのですけれども、ポイントにつきましてはマイナンバーカードに加入されている方につきましては、今後加入される方につきましては3,000ポイントを想定しております。ひゃくワクサービスにつきましては、加入される方につきましては今の100円から500円、継続に応じポイントの付与を考えましておりますので、最大でも500円程度のポイント付与を考えているところでございます。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ということは、ひゃくワクに入っただけだと段階的に最高で500ポイントまでもらえると、そのポイントはマイナンバーカードを持っていることが前提ということですね。持っていることが前提で、なおかつ最高でひゃくワク利用できる人数というものも決まっているのでしょうか、併せて説明いただければと思います。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 大変説明が不足しておりまして失礼をいたしました。

マイナンバーカードとひゃくワクサービスは、それぞれ申請していただければポイントの付与ができる。切れた形で、連携している形ではございませんけれども、来年度の交付金のマイナンバーの活用の部分でひゃくワクサービスの連携が考えられておりますので、両側面での活用というふうに考えているところでございますので、マイナンバーカードだけでも3,000円、ひゃくワクサービスだけでも500円というような形でポイント付与を考えているところです。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ということは、マイナンバーカードのポイントとひやくワクサービスのポイントというのはまた別物ということですよ。ということであれば何かおかしいかなとちょっと思ったのですけれども、マイナンバーカードを交付する理由というのは交付率がアップで地方交付税もアップする。これ十分理解できます。では、ひやくワクサービスは、500ポイント付与するのは利用を促進するためだけということになりますよね。利用促進するために今10月から3月まで無料の期間をつくっているのではないかということをお聞きしているのですけれども、何でこれをダブルでポイントをあげなければいけないのかということと、ひやくワク利用人数が制限あるのか、ちょっと僕定かでないのですけれども、利用制限の人数もあるのなら、そこも併せて説明いただければと思います。

○議 長 答弁調整のために暫時休憩します。

午後 3時30分 休憩

午後 3時35分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 先ほどの太田議員の質問でございますけれども、現在ひやくワクサービスの加入状況が実際に思っていたほど伸びていないという課題感があるということは重々承知しているところでございます。さらに、今回ポイントを付与することによって加入者の増を図りたいというふうに考えているところでございます。来年度に向けましては、マイナンバーカードの活用というものが更別村で申請時に求められているところでございますので、現在ひやくワクサービスで行っておりますスマートフォンでの事業者の方へのサービスの提供と併せまして、マイナンバーカードを活用したサービスを展開していくというふうに考えておりますので、住民の利便性を上げるためにマイナンバーカードの活用は十分行っていかなければいけないというふうに考えておりますので、さらなるポイントの付与というところで今回提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今参事の説明だと、ひやくワクが伸び悩んでいますと、伸び悩んでいる中で、今ひやくワクは無料期間でやっているのだけれども、ポイントを付与することによってマイナンバーカードを使ったひやくワクサービスをより充実というか、使いやすくとか、身近に感じてもらうためにポイントを付与すると。そうすることによってデジタル化ということにも慣れていくのですという説明ですよ、分かりました。

その辺でポイントがつくのだということは分かったのですけれども、ひやくワクサービスはなぜ伸び悩んでいるのかということをお聞きできれば、本当に必要だったらみんな使う

と思うのです。だから、必要とする何かが必要だから、利用しないということが僕は原因だと思うのです。幾らポイントあげて、スマホに慣れるのだということは、デジタルに慣れるということは説明で十分理解できたのですけれども、ポイントをあげたから、では利用増えるのか、これしたからこうするのかというのは一時的なもので、それを継続して、ましてやサブスクということも後々頭に考えているのだったら、必要不可欠なものにならなければ全くもって意味がない話だと思うのですけれども、その辺の考えはもちろん理解してやると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 普及促進という意味で更別村の課題感というところは、サービスとしての価値というところの向上がされていないのではないかとこのところの質問かと理解しているところではございますけれども、もともと更別村の今回のひゃくワクサービスの部分につきましては、無料期間を経て皆さんのご意見をいただきながら、サービスの改修ですとか、システムの向上ですとか、内容、運用方法も含めて向上を図っていきたいということで想定、考えていたところでございます。また、普及の課題という意味で、そういったサービスの向上だけではなくて、村民の理解、説明というところもこういった普及のところでも不足している部分となってしまった結果が今の状態かなというふうに思っていますので、両方向上させていくという必要性があるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ぜひ必要不可欠になるようなものにしていって、ひゃくワクサービス特に課題があるということも村側も議会側も感じておりますので、ぜひ必要不可欠なものにしていただければと思っております。

ポイントのことにに関してなのですけれども、議会運営委員会の説明のときにこのポイントはJコインで支払われるということを説明いただいているのですけれども、Jコインは村内でいつから利用できるポイントになるのでしょうか。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 まず、Jコインの付与の部分につきましては、今回12月中にある程度付与できる方の整理をさせていただいて、1月中には早期にポイントの付与を行いたいというふうに考えているところでございます。Jコインの部分につきましては、現在利用される店舗が村内でも8店舗あります。また、QRコード決済ということで店舗にQRコードの提示ができれば、商店さんの導入に係る費用は無料で設置が可能ですので、その開設に当たっては1か月程度必要となるというふうに伺っておりますので、早期にご案内をさせていただいて、電子マネーの普及とか活用について行っていききたいなと思っておりますのでございます。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 デジタル化という波もありますので、Jコイン、今村内でも8店舗あるということなので、ぜひほかの店舗にも利用普及促して、デジタル化推進とひやくワクのポイント付与、マイナンバーのポイント付与した恩恵が受けられるようにしていただければなと思っております。

○議 長 この部分の関連で質疑のある方。

7番、織田さん。

○7番織田議員 今随分進んだ議論が進んだのですけれども、私は少し戻りまして、まずマイナンバーカードについてお伺いいたします。

マイナンバーカードというのは、住民生活課が随分頑張って、先ほどの村長の報告でも70%を超えたという報告があったわけです。ここへきてなぜスーパービレッジでマイナンバーカードに挑戦するのか。これは住民生活課に任せておいていい話だと思うのですけれども、その辺が理解できません。その辺お願いいたします。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 マイナンバーカードの普及は、担当は確かに住民生活課になります。ただ、マイナンバーカードの活用という点でいきますと、スーパービレッジのところでも今後活用していかなければならない。住民の方々がそれを持つことによっていろんなサービスを受けられる。それだけがあれば、スーパービレッジの考えているいろんなひやくワクサービスであるとか、ほかのサービスについてもそれを活用することによって利用できるという側面もございますので、利用促進という意味合いでいきますとスーパービレッジでこちらのほうでJコイン、地域通貨を活用したものでポイントを付与していくということで考えたということでございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 ポイントの付与は分かるのですけれども、まず加入促進を進めるのはスーパービレッジでなくて住民生活課と私は思うのです。そこへなぜ踏み込んだのか。ポイント利用は分かるのですけれども、私たちから見れば二重構造に見えるわけなのですよ、正直言って。

それと、もう一つ、先ほどの中でこれからの人にはポイントは分かります。今までの人もポイントを与えるということは、マイナンバーカード持っている方全員にポイントをつけるということなのですか。

その2つについてお伺いします。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 まず、マイナンバーカードの入り口のところについては住民生活課が担当という、交付または申請、そういったところについては事務手続等は住民生活課が担当するところでございます。マイナンバーカード利用を促進する、活用するということは、企画政策課のスーパービレッジ推進室のほうで考えていくということになります。ですので、導入前のところは住民生活課、その後のところについてはスーパービレッジ推進室と

いう立てつけになっております。

マイナンバーカードを促進する。今70%、交付率ではないのですけれども、申請率70%は超えましたけれども、村民の方に利便性を高めるためには皆さんに持っていただきたいと、当然100%はなかなか難しいですけれども、少しでも高めていきたいというふうに考えておりますので、ポイントの付与を考えたというところがございます。また、既に今持っている方につきましても、マイナンバーカードを使ってスーパービレッジ構想を使っていただくという面もありますので、今既に持っている方に対してもポイントを付与するというところを考えたというところがございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 村民の64%ですか、この方にはポイントを付与するというところでまず理解してよろしいのでしょうか、理解いたします。

それと、もう一つ、果たして、ポイントつけました。どのようにつけるか分からないのですけれども、その方が先ほど太田議員言われたように皆さん十分活用して、必要としているものであれば活用すると思いますけれども、住民があまり必要としないものであれば、ポイントはただ持ち腐れというか、何かそういう感じになってしまいそうな気もするので、それこそこれからどのようにこのポイントを使っていっていただけるかという活動を住民に示すことが最も重要なことになって、先ほど言われた80名では程遠い話だと思うのです。いつまでこういうことを続けるのか、ある程度期限切らないと、だらだら、だらだらというわけにいかないと思うのです。その辺も含めてお願いいたします。

○議 長 この際、午後4時まで休憩いたします。

午後 3時46分 休憩

午後 4時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 織田議員のご質問にお答えしたいと思います。

何点かあったかと思うのですけれども、まずポイントの村民の必要性というか、利便性についてという部分がまず1点あったかなと思いますけれども、村としてもデジタル化とかキャッシュレス化の推進を図ることによって村民の利便性の向上を図っていくというところを考えておりますので、そういったポイントを活用していただいて地域の経済の活性化も図っていききたいということで、両側面をにらんでの今回のポイント付与であるということでご理解をいただければと思っております。

また、今後のポイントにつきましてもの継続の部分につきましても、今年度につきましても今回の補正での対応1回のみということと考えております。実際にマイナンバーカードの普及につきましても、ひやくワクサービスの利用促進につきましても加入促進について検

討しなければいけない時期がまたあるかと思えます。来年度の時点で課題感を洗い出して、加入の促進につなげられる方法をまた検討していきたいというふうに考えているところでございます。実際に住民の方のポイントのサービス自体がどの時点で使われるかというところもあるのかなというふうに思っているところでありますけれども、ポイントの付与につきましては申請自体は今年度限りで申請を一旦打ち切らせていただいて、ポイント付与につきましては来年度以降も継続的に申請いただいた方々に対しては付与していきたいというふうに思っておりますので、期限を設けることなく、扱いたいタイミングで村内の店舗で使っていただければなというふうに考えておりますので、利用の促進がされることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 私もそういう面、疎いところあるので、確認の意味もあって聞きますけれども、J何とかというポイントカードは要するに、あまり企業名に言えないですけども、住民生活課でマイナンバーカード申請したときにこういうカードを作って、中に振り込んでくれますよね。そのカードの使えるところはどこどこ使えると。今言われるやつも、そういうカードがあるので、それは住民の皆さん申請してくれたら、そのカードは対応しますと。それは、村内のお店屋さんで使えるところで使っていただければ村内の活性化にもなる。これは分かりました。

それとスーパービレッジ構想、これ結びつくと思いませんか、正直言って。私は、買物は皆さんすると思えます。それは商品買えるわけですから。だけれども、ひやくワクとか、そういうものに果たして3,000円分のポイントでどれだけの方が、その後は100とか500とかと言いましたけれども、つくかもしれませんけれども、どれだけの方が参加していただけるのかなと。ちょっと意味合いが違うのかなという気は私は正直言っています。ただ、マイナンバーカード持っている人にしてみれば3,000円分のポイントつくのだから、これは逆に勧めてもいいかもしれませんというのが私の考えです。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 マイナンバーカードの活用という意味合いで今回こういうことを考えているということでございます。また、一方でポイントを付与すること、マイナポイントにつきましてはプッシュ型なのですけれども、今回の考えているポイントについてはプッシュ型ではないので、ポイントを付与した方に対して村内で先ほどの8店舗、Jコイン使えるところについては村内だけでしか使えないという縛りをかけますので、そういう意味合いでは村内の経済の活性化になるというふうに思います。また、一方でひやくワクサービスにポイントを付与することによって利用者が増加するかというと、やっぱりひやくワクサービスの提供するサービスの内容だと思っております。ですので、そこについては充実させていかないと、村民の方が利用しやすい、利用したいと思うサービスを提供することが必要だというふうには思っておりますので、そこにつきましては12月、3月に行いますウエルビーイング

アンケートの結果を踏まえてサービスの実施には努めていきたいというふうに考えております。

○議長 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 副長の言ったこと、私もそうだと思います。3,000円で、70%だったら2,000人ぐらいか、予算600万で間に合うのですか。恐らく3,000円分ポイントついて、今言った村内の8店舗で使えますといたら、皆さんそれは村民申請すると思います。それで間に合うかどうか、私は今すぐは計算できないのですが、先ほど言いましたけれども、それとスーパービレッジが結びつくのかなと、ポイント給付と。ただ、今副長言われたように、充実したことをやらなければ村民は利用しませんと、私はそのように思いますし、本当に村民が必要とするのは何かということ、あまりデジタルにこだわるとそれを見落とすかなという気もしております。

以上です。

○議長 長 大野副村長。

○副村長 織田議員のおっしゃるとおりで、我々としても先ほどからご説明させていただいているとおり、住民の方が利用しやすいサービスを提供するというのが、それが第一前提だというふうに考えております。あと、付随するとして、ポイントというのはそういうことでまずは認知を上げるためというところがありますので、それと村内での経済活性化、そういった意味合いも含めてのものというふうに認識していただければありがたいと思っております。

また、予算的にも、全員がもし申請されてもそこは何とか予算措置はしていきたいというふうに考えております。ただ、限りある予算ですので、今年度というところではご理解いただければというふうに思います。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 すみません、先ほどの織田議員とちょっとかぶるところでJコインのところなのですが、Jコイン、副村長は村内で使える8店舗ということで、あたかも村内でしか使えないみたいなイメージで今おっしゃられていたのですが、まずJコインというのは村内でしか使えないのところ、1つ確認したいのですが。

○議長 長 大野副村長。

○副村長 Jコインにつきましては、いろいろ制約かけることができます、電子的に。ですので、Jコイン自体は日本全国でJコインを導入している店舗でも使えることは使えますけれども、今回は更別村、村内だけで使える8店舗、またはプラスほかのところ導入していただける企業、商店、そういったところに縛りをかけることができますので、あくまでも村内の中での経済活性化というふうに考えております。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 分かりました。村内の中でしか使えるようにしないと、だから簡単に言うとペイペイやナナコでは駄目なのだというところですね。では、最後に、なぜサラリで



は駄目なのかというところはいかがでしょうか。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 サラリーにつきましても電子化というところでいろいろ話は検討はしておりますけれども、まだ具体的に電子化というところまではいっていないというのが現状であります。ですので、まず今回即効性というところでJコインというところを選択させていただいたというところがございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 では、サラリはまだ電子化していないというところなのですが、この補助金、このポイントというのは必ずしも電子でないといけないのですか。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 先ほどのデジタル化でなければいけないのかというご質問でございますけれども、もともと今回の目的がデジタル化の推進とキャッシュレス化を踏まえた商店のデジタル化の方向性について更別村としても進めたいという意思がございます。今回商工会の正副会長とも議論を進めながら、様々な商店でのデジタル化というところを検討していきたいということで、今週の16日には商工会の会員の皆さんにもデジタル化についてご説明をさせていただいて、さらなるデジタル化によるまちの活性化みたいなどころについて議論をさせていただく場をつくっていきたいというふうに考えているところでございますので、今回足がかりとして電子マネーによるポイントの付与というふうに考えているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今回に関しては、サラリがまだ電子化されていませんし、ある程度は理解できました。がしかし、Jコインに関しては、もしかポイントが付与されるとなれば、皆さんアプリをダウンロードして、それなりの登録が最低限必要なことはあると思いますし、一筋縄ではいかないかな。ましてや、それが高齢者になれば、そのポイントを受け取るためにどうしたらいいのかという課題も新たに出てくるのではないかなと思いますので、その辺も改めて、今ということにはならないと思いますけれども、検討していただきたいですし、今商工と話し合っているサラリの電子化というものも、もうここまでできてしまえば更別では待ったなしの状況にきたというところまで今の話を通じて理解できますので、早急に電子ということに関して進めていただければなと思っております。

以上です。

○議 長 関連でありますか。関連はよろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 住民生活課長、マイナンバーカードの推進に向けて今後住民生活課で考えている何か対策みたいのはありますか、なければ構わないですけれども。

小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 マイナンバーカードの普及につきましては、国のデジタル化が強力に進

むということもありまして、本村についても今年度から例えば選挙のときに臨時窓口を開いたり、もしくはいろんなイベントに出向いて行って臨時窓口で申請をお願いしたと、そういう経緯もあります。そこで、結果的にはほかの町村よりも先行して頑張ったので、先ほどの村長のお話にもありましたけれども、12月4日の段階ですけれども、申請率については70%を超えた、そしてまた交付率です。交付率というのは、実際にカードを受け取ったという、そういった数字になりますけれども、これも64%を超えたということになっております。また、国のほうで一生懸命マイナンバーカードの推進をやっておりますし、本村についてもスーパービレッジ構想でデジタル化は進むと、そういう意味合いではより一層住民生活課としてもマイナンバーカードの普及に力を入れていきたいと考えております。そういう意味では、今も新型コロナのワクチンのときに臨時窓口で行ったりとか、そういうことも引き続き続けていきたいと考えてございます。目標としましては、先ほどもお話ありましたけれども、より100%に近づけるように頑張っていきたいなと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 私のほうからも一言、今課長のほうから説明ありましたけれども、大変よく頑張ってくれたということで、私も現場何回か見ました。ワクチンを打っている場所に行ってお年寄りを目線が合うようにひざまずいて、そして説明を丁寧に職員がしている姿には感動しました。

5月ぐらいから、どうも国の動きがマイナンバーカードと、今まで拠点交付金というのは建物のことありましたよね、地方創生交付金はいろんな事業をするのにお金もらえたと、それがばらばらになったやつがデジタル田園都市国家構想に全部組み込まれてしまったのです。それで、5月ぐらいに課長とかと話をしたときに、どうもこれは秋ぐらいか冬、今ぐらいいなるか分からないけれども、次の年の交付金は全てマイナンバーカードの普及率に全部ひもづけというのですか、されるのではないかとということをおある程度、何回か上京する中でもいろんな関係者に、内閣府とか聞いて察知しましたので、それでいち早く住民生活課の担当の係も含めまして速やかに動きますということで報告がありました。参議院選挙のときも、臨時窓口というのですか、期日前投票のときとか来ていただいて、そこからもう始めたということで、出発は早かったと。

ただ、交付率が少ないというのは、これはほかの町村では例えば郵送とか、いろいろそういう形で送っているのですけれども、我々のところは必ず窓口でポイントをつけて、そういう操作も全部して、そして丁寧に渡すと、説明をしてということで、簡単にぱっと、来たから郵送しますという形は取っていないので、普及率が70%、そして交付率は64というのは、これは丁寧さがもたらしているところだというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

ただ、後半で交付金のいろんな状況があつて、マイナンバーの交付率によって交付金の申

請すら受け付けないという話がありました。それで、それではいろんな建物建てる時とか、いろんな今までソフトの部分とかあったものが全く申請すら受け付けないということであれば大変な状況になるということであったので、そのことはこの間知事会で普及率で見るということで、タイプ1、タイプ2、タイプ3ですけれども、それぞれの申請率によって見ますと。ただ、びっくりしたのは、池田さんが新聞記事で書かれましたけれども、7割を超えると、タイプ1、2、3とありますね、うちはタイプ3だったのですけれども、3分の2が国から補填されてというのがあったのです。残りはコロナの交付金というのがあったのですけれども、タイプXと言われている部分があって、これが10分の10ということ、これがデジタルに関わらない部分のことも含めてもいろんなことに補助率が変わってくるということで、これは血眼になって皆さん5割とか、全国平均を超えればそれなりの申請ができるということがあったのですけれども、そういうことであります。

今課長が言ったように今後100%目指してするということと、来年からのデジタル関係については、織田さんがおっしゃったのは本当にそのとおりだと思います。デジタルが先ではないのです。私もそのことだけ絶対履き違えないようにしようと。だから、太田議員さんも言ったように、必要なものはひやくワクサービスでみんな来るではないかと、今80というのは私も思います。それは駄目です。一月ぐらいしかたっていませんけれども、やっぱり今の時点でもかなり申請数が増えていないと、それは本当に必要とするものが、例えば孤独死防ぐとか、いろんなことがありました。それで、デジタルの力も借りようということがありましたけれども、そのところ私自身はまだ説明不足だと思いますし、きちんと足を運んで、商工会なら商工会、いろんなところで何回も説明会しているけれども、全然足りていません。老人クラブにも私行ったり、カラオケしに行ったときも説明していますけれども、どうもよく分からぬというふうなところも言われていますので、そこはしっかり丁寧に説明するということです。

それがやっていかなければいけないし、必要不可欠なものであるからこそ、そういうふうなものが増えてくるというようなことも含めて、国は来年度はデジ田に関してはマイナンバーの交付率と、それとあなただけのまちではなくて、例えば医療なら隣の中札内とかありますよね、広域で協力し合う、例えば十勝の中で協力し合う、同じ課題を持っている他町村と協力し合うという、そういう提案をしてくださいというようなことも言われていますので、マイナンバーカードと同じ課題を持つ広域で手をつなぎましょうということで今準備を進めているのですけれども、小谷議員さんからも、ほかの議員さんからも思われているところ多々あると思いますけれども、そのところは一つ一つしっかり改善しながら、説明も行いながら、スーパービレッジ構想についてまだまだ不足な部分、不十分な部分あると思いますし、その都度ご指摘はお願いしたいのですけれども、しっかりやっていきたいということ、私を私の方からもお約束させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 最後確認させてください。今両議員からの質問と回答を得たのですが、織田議員が言っているように二重構造というか、結局今住民生活課でやっているのはマイナンバーカードの申請プラス、ポイントが付与される、御存じのように。最大マックス2万ポイントまで付与されると一生懸命説明しているわけです。その内容というのは、新規の作成並びに医療費のやつも含めて、そしてプラス、固有名詞出したら叱られるけれども、ポイントカードのセブンで使える、セコマで使える、ある程度選択肢は何種類かあるのだけれども、その中で選択してくださいということで一生懸命やっているわけです。

それが優先されないと、今の説明、こっちでやるのもいいのだろうけれども、最初に作る人たちの窓口がこっちでなければ、だからこっちでなければというきちっと前提を話してあげないと、まずいというよりも理解されないと思うのです。作りなさい、作りなさいと一生懸命出前までして頑張って、休みも返上しながらやっていて、我々なんか何もカード持っていないから、新規に作ってきてください、カードを。マイナンバーカードでないですよ、ポイント付与されるやつを必要であればそのお店なりなんなり行ってカードを作ってきてくださいと言われるのですよ。それプラスJコインか何かで、そういう部分も付帯するということになれば、また別枠にというふうに考えてしまったら、手続上の煩雑さも出てくるのでないかという心配がどうしてもなされるのです。だから、そこをちゃんと交通整理して、悪いけれども、デジタル、デジタルも分かるけれども、デジタルはデジタルとして、マイナンバーはマイナンバーカードとして、織田さんと俺と年近いから、理解すれと言ったってなかなかできないのですよ、はっきり言って。だから、一つ一つ進めるような形のものをやっていただきたいと、要望も含めて。それでないと駄目ですよ、正直言って。お願いします。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 すみません、言葉が足りなかったかもしれませんが、マイナンバーカードを申請していただいて、交付する際のポイント、マイナポイントにつきましては国の給付事業になります。今推進室のほうで考えているものは、交付後、村で進める事業を進めるために村独自にポイントを付与するものという考え方になりますので、そこを、申し訳ございません、ご理解いただければと思います。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 たしか以前に温泉施設、何とか菌が入ってどうのという話で有線流れていました。それはちゃんと回復したのかどうか、この場できちんと報告お願いしたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 温泉がレジオネラ菌というものが検出されたということで、こちらの温泉設備、自主検査ということで年に2回ほどでしょうか、検査しているのですが、今回先週検体出した後の報告として菌が検出されたと。ということになると当然すぐ営業はできないということで、保健所とも相談しながら、一旦閉めまして、浴場とかの洗浄ですと

か、もう一度管理し直して、再度検体を出して、菌が検出されなければ再開できるというような手順になっております。

先週起きたばかりだったものですから、今洗浄終わって、検体を今日出したことになっているはずですので、これがまた何日間かかかって検査の結果が出るまでがまだ閉めざるを得ないような状況になっています。何日で来るかなのですけれども、多分1週間まではかからないで検査結果は来ると思われますので、その結果によってかなと思いますし、もう出ないとは思いますが、またそうなればというようなことになるものですから、引き続きということになります。通常維持管理の中で引き続き衛生面も含めて検出されないように整備していかなければいけないということで、改めて保健所の指導を受けながら洗浄等を進めてまいっております。先ほど言ったように検査結果が、今出したばかりなものですから、検査結果が出ればすぐにも再開ができるかと思っておりますので、その際はまた街頭放送等でお知らせして、利用していただけたらなど、安心して利用していただけるように準備しておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 実は、30番の給食について、いきなり飛んで申し訳ないのですけれども、11月の何日だか、僕は今ちょっと日にち忘れているのですけれども、オーガニック給食で勝毎の1面に出了ました。それで、すごく大事なことなので、オーガニックというのは非常に難しいのは勉強されて分かっているでしょうけれども、その食品の手配やら、原料ですよ、どれだけ苦労して、お金もちろん高くかかるはずなので、現状では特殊品ですから。もし話せる内容で話してくれるのならお願いをしたいのですけれども。

○議 長 安部学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 11月1日のオーガニック給食の関係だと思っておりますけれども、これは十勝のオーガニック給食の推進協議会という形で農林水産省等の後援を受けて活動しているグループがあります。そちらのほうからのお話によって、8月頃から調整をさせていただきました次第です。それで、福岡の中野シェフという方がオーガニック給食のレシピを考えてくださって、オーガニック給食の推進協議会のほうへ食材等のあっせんをしていただいたという形になっておりまして、確かにお金は通常給食の倍と申していただければ、かかっております。ただ、今回オーガニック給食の推進協議会のほうでも農林水産省の後援を受けていますので、農林水産省からのある程度のお金がそちらのほうに入るということで、今回うちの給食センターで通常出す金額ぐらまで向こうのほうで抑えていただいて、通常給食センターのほうに負担かからないような形で今回の給食はお出しした。340食分ですか、それに試食分も含めて約350食分を今回出させていただいたという形になっております。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 恐らく今センター長がお話ししたメンバー、十勝に5人いるのも承知してありますし、うちの地元にいるのももちろん承知して質問したのですけれども、給食センタ

一、教育委員会も恐らく関係してくるのでしょうかけれども、今センター長が高いと言ったでしょう。完全そうなのです。ただ、今度一般質問でもちょっと首長に言いますけれども、化学肥料なりなんなりを振ってやることを世界中嫌っているのですから、要するに輸入のときにラウンドアップかけたり、そういうものはそれ承知でやっているとは思いますが、いくなりセンター長がしたわけでないでしょう。教育長なり次長なりも入って、やりましょうなのでしょう。補助金は来たにしても、その辺の勉強会というか、理解をしてやってくれたのなら非常にありがたいとこちらは思うのですけれども、どうなのですか。センター長や教育長はもちろんトップになってこのことを進めたと思うのですけれども、簡単でいいですけども。

○議 長 安部学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 答えいたします。

最初、私もオーガニック給食に関しては言葉としては知っていましたが、十勝でそういう団体があるというのは知らなかったというのが正直なところでございます。それで、十勝で活動している方々、その中に更別のメンバーもいるということで、うちの教育委員会のほうにそういうことをやってみませんかというようなお話を、教育委員会のほうに来て、それを私たちに つないでいただいて、今回やって、先ほど松橋さん言ったポストハーベストの問題ですとか、いろいろありますので、給食センターとしてはもちろん主に国産の食材を使って、どうしてもないものだけは輸入品、例えばホールトマトのカットトマト、イタリア産のものを使っているとかはありますけれども、ほぼ国産のほうを使って、残留農薬検査等もやっておりますし、国産、できれば道内産、できれば十勝産というふうに、そのためのふるさと給食助成金もいただいて進めております。今回の話は、更別のそういう給食の関係もあって、うちのほうに地元の入っている方も来て教育委員会にお話をされたというふうに私たちも考えておまして、それでは、先ほど言った費用の問題もありますので何回もできないですけども、取りあえず今回1回やってみましょうかという形で、それとオーガニック給食の健康問題とかなんかに詳しいシェフも来ていただけるということでしたので、今回やってみようかということで実際進めさせていただいたというのが事の経緯でございます。

以上です。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 今回のオーガニック給食の関係につきましては、村内の若手農家の方からちょっと相談に乗ってほしいということで私のほうに見えられました。管内でオーガニックに係る給食をやっているところはなくて、相談してもなかなか話聞いてもらえないところがあるということあったものですから、村内の若手農家の方が非常に熱心に私にいろいろ説明していただいたものですから、我々もできる範囲で協力したいということで、学校給食センターの栄養教諭の方にもいろいろ相談もさせてもらって、今回こういう形で報道される

ような、そういうような取組になったというところでもあります。今センター長からもお話ありましたけれども、今回初めての取組だったものですから、取りあえずやってみようということでやったものですから、次回についてはまた改めてどういう形がいいのか相談をしながら進めてまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議 長 ほかありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第80号 令和4年度更別村一般会計補正予算(第8号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第23 議案第81号

○議 長 日程第23、議案第81号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第81号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ815万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,864万7,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ976万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,502万9,000円とするものであります。

それでは、初めに事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。8ページをお開き願いたいというふうに思います。款2保険給付費、項1療養諸費、目1療養給付費は、800万円の減額で、補正後の予算額を2億4,628万9,000円とするものであります。執行状況による補正であります。

項2高額療養費、目1高額療養費は、300万円の減額で、補正後の予算額は2,352万円とするものであります。これも執行状況による補正となるものであります。

款5保健事業費、項2保健事業費、目1保健衛生普及費は、3万円の追加でありまして、

補正後の予算額943万3,000円とするものでありまして、健康マイレージ事業の参加者増による補正となるものであります。

続きまして、9ページにまいります。款6基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金は、281万5,000円を追加し、補正後の予算額を1,236万1,000円とするものであります。

次に、歳入にまいります。7ページをお開き願いたいというふうに思います。款3道支出金、項1道負担金、目1保険給付費等交付金は、1,097万円を減額し、補正後の予算額を3億3,670万円とするものであります。説明欄にまいります。普通交付金は歳出の款2保険給付費に対して交付されるものであります。2号交付金は、款5保健事業費に対して交付されるものであります。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、281万5,000円を追加し、補正後の額を2,945万円とするものであります。説明欄にまいります。保険基盤安定繰入金保険税軽減分で122万2,000円の追加、保険基盤安定繰入金保険者支援分は159万3,000円を追加するものであります。

続きまして、診療施設勘定の説明にまいります。歳出からご説明申し上げます。13ページをお開き願いたいというふうに思います。款1総務費は、976万円を増額し、補正後の予算額2億9,923万7,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄にまいります。説明欄の(1)、総務管理経費、給料は、給与改定に伴う増額であります。職員手当等は、時間外勤務手当の増加及び給与改定に伴う増額であります。共済費は、標準報酬の確定及び給与改定に伴う増額であります。負担金補助及び交付金は、給与改定に伴う増額であります。なお、15ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願いするものであります。続いて、説明欄(2)、総務一般事務経費、委託料、放射線被爆検査委託料は、非常勤医師1名の検査料の増額であります。医療業務委託料は、令和5年3月から眼科の開設を目指して準備進めております。専門機関に診療の所見を求めながら展開することを想定しており、委託料を増額するものであります。消費税申告業務委託料は、平成29年度から令和3年度分の国民健康保険特別会計に係る消費税の期限後申告を行うための委託料の増額です。帯広税務署より、令和4年8月19日付の文書で事業状況等についてお尋ねが届きました。平成30年度の消費税に係る課税売上高の報告が求められました。文書には、課税売上高が1,000万円超である場合は消費税に係る納税義務者となり、確定申告を行う必要があると記載されていました。内容を確認しましたところ、診療所会計におきまして平成16年以降、平成17年と平成18年度を除きまして毎年納税義務者として消費税の確定申告を行わなければならなかったことが推定されます。申告に当たりましては特別会計ごとに行う必要がありまして、事業勘定を含めた国民健康保険特別会計全体で行うこととなります。今回の件につきましては、税務調査ではなく行政指導として自主的に平成29年度から令和3年度までの期限後申告を行うよう指導がありました。このことから、専門機関に過去5年分の申告業務を委託し、対応したいと考えております。使用料及び賃借料、複写機使用料は、印刷枚数の増加による増であります。説明欄



(3)、診療施設維持管理経費、需用費、光熱水費は、電気料金の値上がりによる増額であります。続きまして、14ページにまいります。説明欄(4)、フルタイム会計年度任用職員給与等、給料は医療事務、看護補助員、それぞれ給与改定に伴う増額であります。職員手当等は時間外勤務手当等の手当の増加及び給与改定に伴う増額であり、共済費は標準報酬の確定及び給与改定に伴う増額であります。負担金補助及び交付金は、給与改定に伴う増額であります。

款3公債費は、2,000円を増額し、補正後の予算額は2,060万6,000円とするものであります。

項1公債費、目1元金、説明欄にまいりまして(1)、長期債償還元金、償還金利子及び割引料、長期債償還元金では、令和2年度及び令和3年度の過疎対策事業債分の約定償還元金の減額であります。

目2利子、説明欄にまいりまして(1)、長期債償還利子、償還金利子及び割引料、長期債償還利子は、令和2年度及び令和3年度過疎対策事業債借入分の約定償還ということになっております。

続いて、歳入の説明にまいります。12ページをお開きいただきたいというふうに思います。款3国庫支出金は、30万円を増額し、補正後の予算額を863万9,000円とするものであります。

項1国庫補助金、目2医療・感染拡大防止等支援事業補助金、説明欄にまいりまして、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、診療所においてワクチン接種の実績に対して交付されるものであります。収入見込額の増額を見込んでおります。

款5繰入金は、946万2,000円を増額し、補正後の予算額1億5,692万6,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、説明欄にまいりまして、公債費分は歳出においてご説明いたしました長期債償還元金の減額、長期債償還利子の増額に伴い増額するものであります。一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう、それぞれの額を調整しているものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 診療所のほうの歳出で13ページお願いいたします。説明欄の(2)、委託料のところで眼科を来年度からつくるということで、診療機関に所見を求めるという説明がございまして、詳しくもうちょっと教えていただけたらと思います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 診療所で始める眼科診療についてでございますが、診療所の医師が眼科用の光干渉断層計、眼底カメラ、眼圧計によりましてデータを取りまして、専門機関に所見を示してもらうことを想定しております。症状によっては専門医をご紹介しますとい

うことで考えております。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 眼科の先生はそこにいらっしゃらなくてということですよ、もちろん。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 説明が足りなくて申し訳ございません。

診療所で始める眼科診療領域の内容なのですけれども、緑内障ですとか老人性黄斑変性症の患者、糖尿病患者の方には失明につながるような病態になることを避けるために目の検査を定期的に受けてほしいということがございます。ご高齢になりますと例えば帯広の病院への通院が難しくなるということもございまして、身近な診療所で患者の病状により年に1回から3回程度、状態の検査を行いたいというものでございます。小谷議員さんのご指摘のとおり、診察を直接するのは、患者さんを目の前にして診察するのは診療所の先生でございまして、そこで眼科診療に伴う医療機器を使いましてデータを取りまして、そのデータに基づいた所見を専門機関からいただいて、それを診療所の先生が判断して患者さんに伝えるという、そういうことを想定しております。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 今ご高齢の方っておっしゃいましたけれども、診ていただくのはどなたでも大丈夫ですよ、分かりました。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第81号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第24 議案第82号

○議 長 日程第24、議案第82号 令和4年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第82号 令和4年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出356万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,921万1,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開き願いたいというふうに思います。款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金は、356万5,000円を追加し、補正後の額を5,799万1,000円とするものであります。保険料の増、基盤安定負担金の減、事務費負担金の減及び前年度繰越金の増によるものであります。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料は、416万2,000円を追加し、補正後の額を4,407万5,000円とするものであります。

目1特別徴収保険料は138万6,000円の増、目2普通徴収保険料は277万6,000円の増となっております。

款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、98万3,000円を減額し、補正後の額を1,449万6,000円とするものであります。説明欄にまいりまして、保険基盤安定繰入金は広域連合からの確定数値により72万1,000円の減、その他一般会計繰入金、事務費対象分は令和3年度広域連合事務費負担金の精算確定により26万2,000円を減額するものであります。

続いて、款3項1目1繰越金は、前年度繰越金の確定により38万6,000円を追加し、補正後の額を38万7,000円とするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第82号 令和4年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第83号

○議 長 日程第25、議案第83号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第83号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件であります。

第1条といたしまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,782万9,000円とするものであります。

それでは、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。7ページをお開きいただきたいというふうに思います。款3地域支援事業費は、26万4,000円を追加し、補正後の予算額を5,522万1,000円とするものであります。

項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1一般介護予防事業費は、13万6,000円を追加するもので、介護予防教室参加者の送迎利用者の増によるものであります。

項2包括的支援事業・任意事業費、目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、12万8,000円を追加するものでありまして、フルタイム会計年度任用職員や一般職員の給与改定に伴い、人件費を増額するものであります。なお、8ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願いするものであります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きください。款3国庫支出金は、4万9,000円を追加し、補正後の予算額を9,687万7,000円とするものであります。

項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金（その他事業）は、4万9,000円を追加するもので、給与改定に伴う人件費増によるものであります。

款5道支出金は、2万5,000円を追加し、補正後の予算額を5,097万9,000円とするものであります。

項2道補助金、目2地域支援事業交付金（その他事業）は、2万5,000円を追加するものでありまして、給与改定等に伴う人件費の増によるものであります。

款7繰入金は、19万円を追加し、補正後の予算額を7,113万1,000円とするものであります。

項1一般会計繰入金、目3地域支援事業繰入金（その他事業）は、2万5,000円を追加するもので、給与改定等に伴う人件費等によるものであります。

目5その他一般会計繰入金は、13万6,000円を追加するものでありまして、一般介護予防事業の増額によるものであります。

項2基金繰入金、次のページになりますけれども、目1基金繰入金は、2万9,000円を追加するものでありまして、給与改定等に伴う人件費増によるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

（何事か声あり）

○議 長 西山村長。

○村 長 大変申し訳ありません。款3の地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費の次でありますけれども、目1というふうにお話ししましたけれども、目2の間違いであります。修正をよろしくお願いします。

大変申し訳ありませんでした。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第83号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎会議時間の延長

○議 長 お諮りいたします。

この際、議事の都合により、本日の会議を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

#### ◎日程第26 議案第84号

○議 長 日程第26、議案第84号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第84号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出、第4条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

1 ページをお開きいただきたいというふうに思います。収益的収入及び支出の収入では、第1款簡易水道事業収益、第2項営業外収益、第2目負担金は、節、一般会計負担金で18万2,000円を減額し、補正後の額を268万8,000円とするものであります。

続いて、支出にまいります。第1款簡易水道事業費用、第1項営業費用、第3目総係費の節、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費で12万3,000円を追加し、補正後の額を2,597万4,000円とするものであります。

第2項営業外費用、第1目支払利息及び企業財取扱諸費、節、企業債利息は、償還額確定により4万3,000円を追加し、補正後の額を102万3,000円とするものであります。

続きまして、2 ページにまいります。資本的収入及び支出の収入では、第1款簡易水道事業資本的収入、第2項負担金、第2目一般会計負担金で176万1,000円を減額し、補正後の額を972万3,000円とするものであります。

次に、支出の部では、第1款簡易水道事業資本的支出、第2項第1目企業債償還金は、償還額の確定により357万5,000円を減額し、補正後の額を1,877万9,000円とするものであります。3 ページに給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第84号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第27 議案第85号

○議 長 日程第27、議案第85号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第85号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的支出、第4条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

それでは、1ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入であります。第1款下水道等事業収益、第1項営業収益、第2目一般会計負担金で40万6,000円を減額し、補正後の額を3,788万9,000円とするものであります。

第2項営業外収益、第2目一般会計補助金は、338万4,000円を追加し、補正後の額を1,140万9,000円とするものであります。

次に、支出にまいります。第1款下水道等事業費用、第1項営業費用、第2目処理場費、節、光熱水費の(公共)浄化センター光熱水費では、電気料金高騰によりまして289万1,000円を追加し、補正後の額を8,045万5,000円とするものであります。

第3目総係費は、節、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費で5万円を追加し、補正後の額を1,222万1,000円とするものであります。

第2項営業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費、節、企業債利息は、償還額確定により3万7,000円を追加し、補正後の額を648万2,000円とするものであります。

続きまして、2ページにまいります。2ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出でありますけれども、第1款下水道等事業資本的支出、第2項第1目企業債償還金は、償還額の確定によりまして61万8,000円を減額し、補正後の額を4,765万2,000円とするものであります。

3ページに給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたしますと思います。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第85号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月13日、12月14日の2日間休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、12月13日、12月14日の2日間休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 5時03分散会)